

令和8年4月22日（水）

於・農林水産省本館7F 第3特別会議室

## 第225回林政審議会議事速記録

林 野 庁

午後0時57分 開会

○小林林政課長 定刻前ですが、委員の方も御参加されておりますので、ただいまより林政審を開催させていただきたいと思っております。

委員の皆様におかれましては、お忙しい中御出席を頂きまして誠にありがとうございます。

まず定足数について御報告いたします。本日は委員20名中、オンラインでの御出席も含め19名の委員の方々に御出席を頂いております。当審議会の開催に必要な過半数の出席という条件を満たしておりますので、本日の審議会が成立していることを御報告いたします。

お手元に参考5として、林政審議会委員名簿を配付しておりますが、本日は小野委員、川上委員及び河野委員にオンラインで御出席いただいております。斎藤委員は御欠席となっております。なお、小野委員、それから川上委員は所用または公務のため途中退席される予定です。

続きまして資料を確認させていただきます。

委員の皆様におかれましては、お配りしています紙の資料を御覧ください。

本日の資料は議事次第、それから資料の1-1から資料の3-2、参考1から参考6の計13点となっております。また、本日御欠席の斎藤委員と、それから途中退席される予定であります川上委員より意見書の提出がありましたので、そちらも紙資料でお配りしております。不足等がございましたら、事務局までお申し付けください。

そのほか、林野庁の人事異動がございましたので、この場をお借りして御紹介させていただきます。

4月1日付で城研究指導課長が新しく就任しておりますので、お手元の資料、林野庁の名簿を御覧いただければと思っております。

一言お願いします。

○城研究指導課長 城です。よろしく願いいたします。

○小林林政課長 それでは、ここからの議事進行は立花会長にお願いしたいと思います。

立花会長よろしく願いいたします。

○立花会長 皆様こんにちは。もう春になったと思っていればかなり温度が上がってきておりました、熱中症等に気をつけなければいけないと思うような季節になりました。年度初めで大変お忙しい中、皆様御出席いただきまして誠にありがとうございます。

本日は森林・林業基本計画の本文と森林・林業白書の審議ということになります。長時間となりますけれども、途中休憩を1回入れて進めてまいりたいと思っておりますので、集中力を持ち続けていただきながらしっかりと審議していければと思っております。どうぞよろしく願いしま

す。

それでは着座にて進行させていただきます。

それでは恒例によりまして、初めに小坂林野庁長官より御挨拶をお願いしたいと思います。

○小坂林野庁長官 長官の小坂でございます。本日の林政審議会は、19名という本当に大勢の皆様方、お忙しい中御参加いただきましてありがとうございます。

本日の議題は、森林・林業基本計画の変更、さらには全国森林計画の変更、そして森林・林業白書と、非常に盛りだくさんな中身となっております。森林・林業基本計画につきましては、昨年の9月から5回にわたり皆さんに御意見いただきました。その意見を取り入れて、いいものができたと思っている次第であります。

また委員の皆様方の御示唆もいただきまして、サブタイトル、百年つづく「森の国・木の街」、そういうことも位置づけさせていただきました。

基本計画は、今まで皆さんと御議論と共に考えてきましたので、今さらというところもあるのですが、何よりも大きく森林・林業・木材産業を取り巻く状況が変わってきていると思っています。その変わってきていることをきっちり受け止めて、追い風にしていけば、現場には様々な課題や苦労があるのですが、それを乗り越えることができる。そして乗り越えると、我々の関係者の森林・林業、山村だけではなくて、地球環境問題や都市の方々の暮らしであるとか、ウェルビーイングであるとか様々なことに効果があり、生物多様性もきっちり守られていくと思っています。

そういう変化に我々もしっかりとついていき、我々も変わっていかなければいけない。そういう意味では、今回の基本計画、例えば多面的機能の目標も、そういう変化に合わせて切り口を変えましたし、さらにはこの計画の実現に向けてやはりきっちりやっていくことで、K P I、これも初めて位置付けましたし、様々な新しい試みを皆さんの御意見もいただき、盛り込むことができたと思っています。

本日は1日ありますので、皆さんの更なる御意見を頂いてよりよい基本計画になるように仕上げていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

また、二つ目の森林・林業基本計画を受けた全国森林計画の変更につきましても、この全国森林計画というのは、基本計画の考え方を全国158の流域で都道府県が地域森林計画を立てています。それに計画量であるとか整備量を落とし込むための計画と言えると思います。ですから今回、森林・林業基本計画が変わって、この考え方を全国森林計画を通じて都道府県、市町村に流し込んでいく、そういった役割がありますので、そういうことも念頭に御議論いただけ

ればと思います。

さらには三つ目の森林・林業白書でございます。

今年は森林資源の循環利用の確立に向けてということテーマに取り上げて、これも林政審、さらには施策部会の委員の皆様の御意見を踏まえて大体形になってきました。これも循環利用ということですので、今回の森林・林業基本計画の大きなコンセプトと合致しています。基本計画とこの白書を通じて、まさにこの循環利用の社会を築く、作るということにつなげていきたいと思っていますので、この点についても皆様方の忌憚のない意見を頂きたいと思えます。

それでは冒頭、委員長の方からお話がありましたように、今日は長丁場になります。我々もなるべく分かりやすく説明したいと思えます。さらに長丁場の中で、さらに皆様の御意見いただくことをお願いしたいと思えます。

それでは今日一日よろしくお願ひします。

○立花会長 ありがとうございます。

これから御説明、審議と入っていきますけども、最初に皆様にお願ひをしておきたいことがあります。森林・林業基本計画の変更について御説明いただいた後に、前回、林政審の中で全員に御発言いただきました。今回も、この基本計画について御出席の全委員に御発言をお願いしたいと思っております。誠に申し訳ないのですが、時間としては前回と同様に3分を目安として御発言をお願いしたいと思えます。発言の順番ですけども、前はあいうえお順で名簿の上からまいりましたので、今度は下からということに、先ほど藤掛施策部会長と相談をして決めました。ということで、林野庁の皆さんからの御説明を聞きながら、最初に発言をする、2番目、3番目ということで、心していただいて御準備をお願いできればと思っております。よろしくお願ひいたします。

カメラ撮りの方はおられないですね。

それでは、議事次第に沿って進めさせていただきます。

まず、今日は全部で議事として四つありますが、そのうちの一つ目、議事（1）森林・林業基本計画の変更についてとなります。

横山企画課長から御説明をお願いいたします。

○横山企画課長 それでは早速、御説明をさせていただきます。

森林・林業基本計画の案につきまして、資料1-1の概要資料を用いつつ、資料1-2の本文案でも対応するページを御紹介しながら御説明をさせていただきたいと思えます。

表紙でございますとおり、前回、平井委員からも御提案いただいたことを踏まえまして、これは初めての試みということになりますけれども、基本計画のコンセプトを端的に表すサブタイトルということで、百年続く「森の国・木の街」へということをつけさせていただいたところでございます。

1 ページを御覧頂ければと思います。

ここでは前計画策定以降の状況変化と、それを踏まえた対策の大きな方向を整理してございます。本文案では、1 ページから14ページをまとめたものでございます。

まず状況変化について、でございます。

これまでも御説明してまいりましたけれども、左上にございますように、企業の環境意識の高まり、さらにはウェルビーイングの観点から森林資源の循環利用の機運が高まりを見せてございます。また非住宅・中高層建築物における木材利用技術も進展しており、建築用材の自給率は半世紀ぶりに過半となったところでございます。

このような木材の需要面の動きに加えまして、右上にありますように、供給面でも利用可能な人工林資源が増加しており、これを生かして林業・木材産業が持続的かつ健全に発展することは、地方を中心に日本列島全体に豊かさをもたらすとともに、GX（グリーントランスフォーメーション）の加速化に直結するものであり、そういう意味で、まさに林業・木材産業はこれからの成長分野とすることができると思います。また、これからの林業を支えるレーザー計測や遠隔操作・自動運転機械など、スマート林業技術も飛躍的に進展しております。

一方で、森林を巡っては、近年、気候変動等に伴い複合的な山地災害や広範囲にわたる林野火災が発生しているほか、クマによる人身被害等が増加するなど、国民の安全・安心を脅かすような新たな危機も発生しているところでございます。これらを踏まえた対策の方向を下側に二つの柱として整理してございます。

一つ目は、国産材の幅広い需要の創出とこれに向けた正の連鎖の構築でございます。

木材は他資材と比べて製造時のエネルギー消費が少なく、炭素貯蔵効果の長期発揮が期待できるといった国産材利用等による環境貢献が見える化することを通じて、利用拡大と幅広い需要創出を推進します。また利用拡大等に対応した国産材の供給力強化に向け、森林の集積・集約化、林道等の路網整備、林業経営体の育成、スマート林業技術の導入などを進めることにより、林業・木材産業の体質強化と林業従事者の所得向上を図るとともに、造林から木材利用までの各段階で付加価値を生み出し、関係者を正の連鎖でつないでいく国産材サプライチェーンの構築を図り、森業による山村地域の発展と併せて森林資源の循環利用と付加価値の創出を推

進んでいきたいと考えてございます。

二つ目は、国民の安全・安心を根底から支える多様で健全な森林づくりでございます。

令和6年に能登半島で発生したような複合的な要因による山地災害、また、昨年大船渡市で起きたような大規模な林野火災、また近年において人身被害が増加し昨年秋から出没も増加しているクマといった危機を予防・管理し、我が国の豊かな森林の多面的機能を確保いたします。

このため、森林資源の循環利用と併せて治山対策の強化や奥山の針広混交林化、里山林の整備により、国民の安全・安心を根底から支える多様で健全な森林づくりを推進します。これらを実現することにより、森林・林業・木材産業の次の百年の礎を築いてまいりたいというのが今回の基本計画の副題の趣旨でもございます。その実現に向けて、関係者の方々が将来に希望を持って挑戦していくことができるよう、民間活力の積極的な活用を図りつつ、施策を機動的・集中的に実施いたします。

あわせて新たに具体的な成果指標（KPI）を設定をいたしまして、PDCAによる施策の見直しに活用することとしてございます。

概要の2ページを御覧いただければと思います。

ここからは、ただいま申し上げた二つの柱について、課題と具体的な対応方向を整理してございます。

まず2ページでは一つ目の柱、国産材の幅広い需要の創出とこれに向けた正の連鎖構築のうち、川下・川中に関する課題と対応方向について記載をしております。本文案では、6ページ、7ページに課題、9ページ、10ページに対応方向、そして飛んで41ページから46ページに具体的な施策を記載してございます。

ここからは御説明の都合上、下側の対応の方向性のところで上側の記載も含めて御説明を申し上げたいと思います。

まず木材利用につきましては、対応の方向性の一番上に記載させていただきましたとおり、令和12年に国産建築用材の利用量を2,300万立米、3割増加させることを目指します。これを達成するためには、左側にありますように国産材の利用拡大と幅広い需要の創出が必要となります。このため、先ほど御説明しました国産材利用等による環境貢献の見える化に向けて、改正SHK制度や、現在法制化に向けて国会に関連法案が提出をされている建築物のライフサイクルカーボン評価制度などの活用を進めてまいります。

また、地震や火災に強い我が国の木造建築技術は世界に誇る高水準に達しており、都市の安全・安心な生活・職場空間を提供することが可能となっております。その強みを生かして都市

の木造化や製品輸出など、国産材マーケットを拡大していく好機が訪れているというふうにご考えてございます。このため、一般流通材を活用したコスト競争力のある標準設計の開発普及等により、非住宅・中高層建築物の木造化など、都市の木造化を多角的に推進します。

一方で、低層住宅に関しては、人口減少社会の下、需要も下がり基調となることが避けられない中、部材の国産転換をさらに進めると同時に、リフォーム事業等に的確に対応し、人工林の高齢級化により供給の増加が見込まれる大径材や里山林等から得られる広葉樹材等を活用した付加価値の高い内装材等の需要創出に取り組みます。加えて、丸太中心の輸出構造を転換し、より付加価値の高いCLT、ツーバイフォー材等の製品輸出を戦略的に拡大します。

国産材の利用拡大と幅広い需要の創出に向けては、こうした国産材の強みを生かすだけでなく、国民の皆さんに森林・木材への理解を深めていただき、消費行動の変容につなげていくことが重要でございます。このため木育の推進にも力を入れてまいります。

木質バイオマスにつきましては、余すことのない木材利用の持続性を確保していくため、製紙やエネルギー利用に加え、新たなマテリアル利用の拡大に向けて、改質リグニンやセルロースナノファイバーなどの木質系新素材の開発実装を推進いたします。

参考4といたしまして、木質系新素材の社会実装ビジョンをお配りしてございます。本資料は11月に御説明をしておりますので、紹介のみとさせていただきます。

なおエネルギー利用につきましては、エネルギー変換効率の高い熱利用や熱電併給を推進するとともに、木質バイオマス発電につきましても効率的な運搬・集材システムの構築等を通じ、燃料材の安定的かつ効率的な供給を目指してまいります。

このように国産材の利用拡大と幅広い需要の創出を図ると同時に、これらの需要に応じた国産材の供給力強化を図る必要がございます。このため右側にありますように、木材加工流通施設について、規模拡大などにより生産性の向上を図るほか、単独では対応困難なニーズに対応するための工場間連携や、製品保管庫等の整備によるストック機能の強化を推進いたします。また、川下の求める品質性能が確かなJAS製品の供給に必要な設備や、先ほど御説明した付加価値の高い内装材等の供給に向けた大径材対応設備等の戦略的な整備を推進いたします。

さらに、中小地場の製材工場等については、地域の関係者の方々との連携等を通じ、地域ごとのニーズにきめ細やかに対応した付加価値の高い木材製品の供給が持続的に行われるよう、その体制の構築を進めてまいります。

3ページを御覧いただければと思います。

ここでは一つ目の柱のうち、川上に関する課題と対応方向、そして全体をつなぐサプライチ

ेशनに関する課題と対応方向について記載をしてございます。本文案では、4ページから6ページに課題、11ページ、12ページに対応方向、そして22ページから41ページに具体的な施策を記載してございます。

林業につきましては、世界第6位の我が国の人工林の6割が利用期を迎えている中で、先ほど申し上げました国産材の供給力強化に向けて、対応の方向性の一番上に記載させていただいたとおり、現状の人工林1,020万ヘクタールのうち3分の2に当たる630万ヘクタールを林業適地としてゾーニングし、令和12年に林業経営体への集積・集約化面積を210万ヘクタールへと3割増加させることを目指します。

これを達成するためには、林業経営体が効率的かつ安定的な経営を実現することができるよう、左側にありますようにスマート林業技術の実装等による持続的な林業の確立等を図る必要がございます。従事者の安全の確保や生産性の向上に向けて、ICTやAIを活用した遠隔操作・自動運転機械等のスマート林業技術の実装を推進いたします。

参考3といたしまして、スマート林業技術の現場実装ビジョンをお配りしてございます。本資料も11月に御説明いたしておりますので、今回は紹介のみとさせていただきます。

また林業従事者の所得向上のため、能力評価を通じてキャリアに応じた昇給の実現等を図るとともに、他産業に比べて依然として高い労働災害発生率の抜本的改善に向けた関係者の意識改革の徹底などを図り、多様な人材が働きやすい林業を目指します。

さらに林業経営体については、森林所有者や森林組合のほか、新規参入の事業者も含めた多様な主体の育成確保を図ります。加えて、林業従事者の生活の場である山村地域の内発的な発展や豊かな森林づくりに向け、森林浴やトレイルライドなど森林の総合的利用やJ-クレジットを通じて山村地域の所得向上等を図る森業等を推進いたします。

これらの取組により、効率的かつ安定的な経営を行い得る林業経営体の育成確保を図ると同時に、それらの林業経営体が林業生産の大宗を担う林業構造を確立することが重要でございますが、一方では、相続などを経て、森林所有者の方々の経営意欲の低下や森林所有の分散・小規模化が進行してございます。このような状況に対応し、望ましい林業構造を確立するためには、ゾーニングと集積・集約化の加速を図る必要がございます。このため右側にありますように、林業適地を明確にするゾーニングを進めるとともに、林業適地における主伐後の確実な再造林の実施に向け、路網整備等への支援を重点化いたします。

また森林の集積・集約化の加速に向けては、境界の明確化や情報の透明化などが重要でございますので、それらの実現に向けてリモートセンシングとAIの活用を進めます。同時に個別

の所有者界にこだわらず外枠の境界のみを確定する外縁確定型の普及や改正森林経営管理法の最大限の活用により、境界が不明確な森林や所有者不明森林における効率的な集積・集約化を図ってまいります。

また、こうした国産材の安定供給が長期にわたり持続可能なものとなるためには、確実な再造林による森林資源の循環利用に向けて、収益が山元まで還元される強靱な国産材サプライチェーンの構築が不可欠でございます。このため一番下でございますように、建築用材に占める国産材割合が5割以上になる中で、合法性・持続性が担保された木材を求めるユーザーの動きを生かし、再造林コストや森林・木材の持続性に関する情報の共有・相互理解を促進することによりまして、国産材の価格交渉力を高め、輸入材価格に左右されない合理的な価格形成を図る国産材主導のサプライチェーンの構築を目指します。

また、原木の効率的・合理的な流通に向け、ICTの活用などによる原木流通コーディネート機能の強化を図ってまいります。

これらによりまして、林業・木材産業の成長の実現を目指してまいりたいと考えてございます。

以上が一つ目の柱について、ございました。

4ページを御覧いただければと思います。

二つ目の柱、国民の安全・安心を根底から支える多様で健全な森林づくりに関する課題と対応方向について記載してございます。本文案では、12ページ、13ページに課題と対応方向、26ページから31ページなどに具体的な施策を記載してございます。

まず国民の安全・安心を根底から支える多様で健全な森林づくりに向けて、対応の方向性の一番上に記載させていただいたように、令和12年に、最も危険度の高い山地災害危険地区の治山対策完了率を64%に増加させることを目指します。

これを達成するためには、人工林資源の循環利用を進めると同時に、森林の適正な整備及び保全と治山対策の強化を図る必要がございます。まず国土強靱化に向けて、山地災害危険地区の再点検などを踏まえた路網の強靱化等の森林整備や、きめ細やかな治山ダムの配置等の治山対策の強化を図ります。

林野火災対策に向けては、昨年8月に取りまとめられた「大船渡市林野火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会報告書」を踏まえ、延焼しにくい多様な林相への誘導、林野火災に係る広報等の強化を推進してまいります。

鳥獣害・病虫害対策に向けては、ドローンによるシカなどの生息状況調査を活用した効果的

かつ効率的な捕獲や、松くい虫防除のための効率的な薬剤散布等を推進してまいります。特にクマ対策につきましては、昨年11月に策定したクマ被害対策パッケージに基づき、奥山の針広混交林化による生息環境の保全・整備や里山林整備による出没防止等を推進いたします。

さらに、国民の4割が罹患していると言われる花粉症対策として、スギ人工林などの伐採・植替え等に加え、少花粉苗木の生産拡大などにより、花粉の少ない森林への転換を進めます。

そして世界自然遺産に代表される原生的な天然林等は、引き続き適切な保護管理を推進してまいります。

これらによりまして、国民生活の安全・安心の確保を目指してまいります。

以上が二つ目の柱についてでございました。

続いて5ページを御覧いただければと思います。

こちらは基本計画に掲げる主な施策を網羅的にまとめたものでございます。上の三つにつきましては、ここまで御説明したものと同一内容でございますので、説明は省略させていただきます。

下の左側の国有林野の管理経営に関する施策は、本文案47ページ、48ページをまとめたものでございます。

国有林では、公益を重視した一元的な管理経営を実施するとともに、全国的な組織・技術力や豊富な森林資源を活用し、地域の森林・林業施策の課題解決をリードしてまいります。これらを踏まえた施策の方向性として、各地域の需給状況を的確に把握し、地域の指標等を考慮した立木販売を実施すること等により、国有林材を機動的に供給するとともに、多様性の高い森林づくり、山地の防災・減災への対応、林業経営体の経営基盤の強化、開かれた「国民の森林」としての管理経営を進めます。

下の右側の横断的に推進すべき施策は、本文は49ページ、50ページをまとめたものでございます。

森林管理から生産流通までの効率化に向けた林業DX、森林土木分野におけるICTの導入など、デジタル技術の活用を推進いたします。また東日本大震災からの復興・創生に引き続き取り組んでまいります。

6ページを御覧いただければと思います。

こちらは、基本計画に掲げる目標をまとめたものでございます。本文では15ページから20ページに記載がございます。内容については前回御説明したとおりでございます。

また、過去の目標と比較できるようにとの御意見が前回ございましたので、7ページに現行

の計画の目標との対比を示してございます。

そして8ページと9ページを御覧いただければと思います。

こちらは基本計画に掲げる目標の達成に向けた諸施策の進捗を図るために、今回から新たに設定するK P Iでございます。本文案では20ページ、21ページに記載してございます。

項目は2月にお示ししましたが、今回は具体的な数値も入れてございます。

K P Iは、二つの目標の達成に必要な需要量や生産量、労働力等を基に設定してございます。今後は、これらのK P Iを用いて施策の進捗状況を確認・検証し、施策の見直しに活用してまいりたいと考えてございます。

続いて10ページを御覧いただければと思います。

こちらは、森林・林業基本計画で目指す世界について、国民の皆様に分かりやすく伝わるよう、目標の達成に向けた取組が順調に進捗した場合に、令和12年において実現する姿を参考資料としてまとめたものでございます。

まず、林業・木材産業がもたらす経済波及効果は、2兆円から3兆円へ増加すると試算されます。また、木育や森業の取組が過半の市町村で行われることで、森林の恵みを実感できる社会へとつながります。これらを通じて国民生活の充実を目指してまいります。

さらに、山地災害から国民の皆様を守る治山対策の強化や、生物多様性を高める森林づくりにより、国民生活の安心・安全の確保を目指してまいります。

なお資料1－3もございますが、これは前回いただいた御意見について本文案への反映状況等をまとめたものでございますので、説明は省略させていただきます。

説明は以上でございます。

○立花会長 続きまして、村上治山課長、続いて諏訪整備課長、お二人続いてお願いできますでしょうか。

○村上治山課長 治山課でございます。

それではお手元の資料の中から参考1という資料を見ていただければと思います。

「気候変動や社会情勢の変化を踏まえた今後の治山対策の在り方検討会」について、林政審議会でもこういう検討会を開いていることで、こちらの成果が出ましたら御説明することとしておりましたので、今回御説明させていただきます。

まず、在り方検討会と言っておりますが、山地災害そのものに対しましては、日本では森林を面的に造成しまして、重要な場所は保安林として開発を抑制し、必要に応じて治山施設を整備してきました。このように森林をグリーンインフラとして活用するという治山対策の基本は、

今後も変わらないと考えておりますが、資料の検討会の設置目的のところにも書いてございますが、災害発生の全国化、複合的要因による災害発生、大規模林野火災の発生、シカ食害による裸地化の進行といった新しい課題、それから人口減少といった社会情勢の変化、こういったものを踏まえまして、今後の治山対策の方向性を検討する必要性が生じたと考えてございます。

このため林野庁では、東京農工大学の名誉教授である石川芳治先生を座長に、林政審議会の委員の五味先生を含む6名の学識経験者、それから四つの県、それから森林管理局によります検討会を設置いたしまして、現地調査を含む4回の議論を行い、今後必要となる施策を取りまとめました。

取りまとめの内容はこの右側に書いてあります①から⑥の項目となっております。本日は時間も限られておりますので重要なポイントを3点のみ説明させていただきます。

1枚めくって右下に1と書いてあるページです。

1点目のポイントです。災害の激化・複合的な要因による山地災害への対応のうち、国直轄による集中的な復旧整備による被災地支援についてです。

令和6年の能登半島地震、それから奥能登豪雨の被災地のように、短期間での再度災害ですとか、複合的な要因による山地災害に見舞われました自治体では、事業の箇所数が増加することなどによりまして、地域の復旧復興スピードを維持することが非常に困難となります。こうした激甚災害に連続して見舞われている地域では、国による支援が一層重要になると考えられ、山地災害の発生形態の変化やマンパワーの実情なども踏まえつつ、国が有するノウハウや全国ネットワークを活用した対策の強化が図られるよう検討すべきとの指摘がございました。今後例えば激甚災害が連続で発生しているような都道府県ですと、事業規模がそれほど大きくなくても、なかなか事業実施が困難になることが想定されますので、民有林直轄治山事業で短期集中型の機動的な対応を行うことなどが検討できないかと考えているところでございます。

続きまして、4ページを御覧になってください。

2点目のポイントです。大規模林野火災やシカ食害等に伴う山地防災力低下への対応についてです。

まず資料の左側でございますが、林野火災跡地における復旧治山対策については、保全対象との関係を十分確認するとともに、山腹の緑化対策に加え、必要な土砂流出抑制対策も計画するなど、中長期的視点に立って対策を講ずるべきと指摘を頂いております。

また右側でございますが、シカ食害地対策としては、食害が進行した場合、必要な土砂流出抑制対策を講じる必要がありますが、そこに至る前に地域全体でシカ被害を発生・拡大させな

い根本的な対策に取り組む必要がある。さらに、人工衛星画像等を用いた定期モニタリングを確実に行う必要があるとの指摘を頂いております。

治山対策は森林という生態系を活用しているがゆえに、山火事や動物による食害などで破壊されるリスクを持っております。特にシカの増加は、これまでシカが生息していなかった地域でも拡大しており、影響が大きいと考えてございます。治山対策でも、関係機関と連携しながら思い切った対策が必要と考えているところです。

続きまして、7ページ目を御覧ください。

最後の3点目のポイントです。自然的・社会的変化に応じた予防治山対策についてです。

今後の治山予防対策については、まとまったエリア、複数年の期間を設定し、ハード施設の計画的な整備と併せ、地域の合意形成、自主防災活動などのソフト的な活動も関連させながら、行政だけによらない、地域関係者が連携して対策を進めていく仕組みを検討すべきであるとの指摘がございました。

私も長野県諏訪市で行われました検討会の現地調査に参加しましたが、地域住民の方が行政とともに山のリスクマップを作成し、ボランティアで簡易的な防災施設を造っている様子には非常に驚きました。こうした取組は治山対策にとどまらず、自然災害全般に有効だと考えているところでございます。

以上、特にポイントとなる3点のみ説明させていただきました。

このほかにも、短期間に事業を実施するための二次製品のストックとしての重要性、流木対策や流域治水対策を国土交通省と連携しながら進めるべき、また時代の変化に対応できる人材の育成といった重要な指摘がございまして、今後、具体化に向けて検討を進めていく考えです。

以上で説明を終わります。

○諏訪整備課長 続きまして整備課長の諏訪でございます。

お手元でございます参考資料の2を御覧いただければと思います。

先ほど治山対策もございましたが、路網の関係につきましても基本計画の検討と並行いたしました。これまでの路網整備の取組の評価や、課題を整理するため、昨年7月から有識者による検討会を設けて並行して議論させていただきました。

その成果につきましては今年の2月に取りまとめて、ホームページなどに載せさせていただいており、その概要について簡潔に御説明させていただきたいと思っております。

参考2の1ページ目の中段に書いてございますが、報告の主な概要は2点ございます。

(1)の森林制御の多様化、気候変動に伴う災害の激甚化への対応、もう一つが(2)にご

ございますデジタル技術の進展や技術者、この技術者というのは、行政もあれば現場の土木の方  
もございますが、そういう技術者の減少への対応というのが大きく二つございます。

検討した内容につきましては、今回御議論いただいている基本計画に取りまとめられるよう  
な、要は一定の方向性がまとまったものと、もう一つはさらに検討を深めていくべきではない  
かという幅広く御検討いただいております。今回は、そのうち基本計画に取り込ませていただ  
きました具体的な方向性がまとまったものを少し御紹介させていただきたいと思っております。

一つ目は、1ページの下段の方に書いております（1）のアのところの一つ目のポツですが、  
林道等の整備を林業適地において重点化していくべきではないかという話。二つ目は、大型車  
両の通行に対応するため既設林道の改築・改良を推進すべきではないかということでございま  
す。

2ポツ目については、基本計画の中でも、主伐で利用期に達した木材が出てくるという形で  
ございますので、そういうものを効率的に出していくためにも、新設だけではなくて、既設林  
道の改築・改良という趣旨でございます。

2ページ目の上段、（1）のイの部分でございます。

こちらにつきましては、林地保全の観点から中・急傾斜地において重要な集材方法でござい  
ます架線集材を行う上で、効率的な路網や林業作業用施設の整備について検討を進めるべきで  
はないかという話を頂いております。従来は、車両系といたしまして、森林作業道を整備して、  
そこを様々な林業機械で集材していく話が多くございましたが、中・急傾斜地になってきます  
と、車両系だけではなくて、架線も有効に活用していくべきという話がございまして、作業用  
の土場もしっかり路網沿いに整備していくべきという話を頂いております。

併せまして中段（1）のウのところの二つ目のポツのところでございますが、一つ目が代替  
路にもなる林道の整備を進めるべきという形で、災害時に公道が被災した場合に林道が迂回路  
になったという話もございますので、そういう可能性があるところはしっかり整備していこう  
という話でございます。

またその後段に、適切な維持管理に資するよう、長寿命化対策として点検・診断もしくは整  
備を進めるべきという話もいただいております。これは既存の林道のストックの中で、橋りよ  
うなどをしっかりと点検・診断して長持ちさせていくべきという話を中心でございます。

めくっていただきまして3ページ目の下段の方でございます。

（2）のアの部分でございます。ここは、路網整備においても、DX、いわゆるデジタルト  
ランスフォーメーションをしっかりと活用していこうという形でございます、山の現場でも、

平地で行われている工事と同じように、ICTを積極的に活用していくことが適当であるという話を頂いております。

またそのほかにも書いてございますが、やはり山の現場にもしっかりデジタルを取り込んでいきたいという話を頂いております。

最後、4ページ目でございます。

(2)のイの部分でございます。ここは、上段の方は、行政とか森林土木の技術者の育成をしっかりしていかないといけないという話を1点強くいただいております。もう二つ目が、林道事業の発注に当たり、山の現場ですので、そういう特性を生かしたことで発注できるように選ばれた森林土木をしっかり進めていこうという御意見を頂いております。

以上でございます。

○立花会長 ここまで横山課長から森林・林業基本計画の変更について御説明いただきました。それと関連しまして、治山対策の在り方検討会の結果について村上課長並びに路網整備検討会について諏訪課長から御説明を頂きました。

それではここから、委員の皆様から1人3分以内をめどとして御発言をお願いしていきたいと思っております。

最初に藤掛委員、平井委員、日當委員、林田委員と、途中で席を立たれる川上委員にもここで御発言をお願いしたいと思います。そこまでの5名に御発言いただき、その後、事務局から御回答をまとめてお願いできればと思います。

よろしく願いいたします。

それでは藤掛施策部会長からお願いいたします。

○藤掛委員 藤掛です。ありがとうございます。

基本計画の本文案を読ませていただきました。今回の基本計画は先ほど長官の御挨拶の中にもあったと思いますが、新しい考え方を持ち込んだ、これまでにない切り口の。立木価格、木材価格安いけど、その中で何とか成り立つ林業を目指していきましょうということだったので、そうではなくて、価格を上げてもらわないとなかなかうまく回っていかないということが見えてきたし、あるいは情勢の変化でそういったことが期待できるようになったという中で、価格を上げていこうということ、そのために川下から川上をつないでいこうということをし、しっかり一つの軸にさせていただいたということが非常に新機軸であると思っておりますし、そこが今後施策の展開、あるいは業界含めてどのような取組がなされるのかということに期待したいと思います。

それでそれに関して少しだけ私が思っていることを申し上げますと、前にも言ったと思いますが、林業の場合、価格が安いから皆さん林業経営を諦めている状況があるわけですが、普通の産業であれば、供給側が経営を諦めていけば供給が減るので価格は上がるように作用するんですが、特に今の日本の林業というのは、戦後植えた膨大な人工林の在庫処分の時期にあつて、諦めた人達はどうかというと、在庫処分をどんどんしてしまうということが、またこれが価格を低めるといいますか、価格が低い状況が続いてしまうような状況があるというのが、この日本の今の林業の非常に厳しいところであります。

ですので、強靱なサプライチェーンということで、そこを川下の皆さんの理解もいただきたいからということですが、やはりそれだけではなくて、できるだけ林業側でサプライチェーンの一番の始点、起点は林業経営、森林所有者ですので、そこが諦めて在庫を安売りするのが続くようでは、なかなか価格が上がらないということになっていくと思います。そこから抜け出したいというのが、今の日本の林業の一番の課題ではないかと思います。

そういう中では、今回施策としてはゾーニング、効率的施業森林でしっかり再造林するような形にしていくとか、経営体の育成、林業構造を変えていく話や、あるいはあまり直接的には書いていなかったかもしれませんが、サプライチェーンの中で立木市場の在り方を考えていくことや、そういったことの中で林業経営が前を向いてしっかり商売していくぞという、もう在庫処分で終わりですといった経営でなくなっていくということが、もう一方で、川上でそういうことがきっちりやられることが、川下の需要側からの応援と相まって、いい方向に行くのではないかと思います。

そういう意味で、強靱なサプライチェーンの一番の起点、始点のところに強い経営の在り方を導いていただくイメージで進めていただければいいのではないかと考えております。

私からは以上です。

○立花会長 ありがとうございます。

特に質問はないということよろしいでしょうか。

これからもし質問等ある場合には、どのページかというのを指し示しながらお願いできればと思います。

それでは平井委員お願いいたします。

○平井委員 ありがとうございます。平井でございます。

質問はなく感想ということでお聞きいただければと思います。

まず率直に、今回の基本計画案、林野庁の皆様の覚悟と本気が非常によく表れていると感じ

ました。特に目標値が明確に示されている点がとても分かりやすく、社会に対しても強いメッセージになると感じました。この計画が広く知られることで、森林・林業に携わる方々がより自分たちに誇りを持てるような、そうした文化につながっていくことを期待しています。

また今回サブタイトルについて反映いただきましてありがとうございます。「百年つづく森の国・木の街へ」ということで、美しい山並みだったり、すがすがしい空気とともに、覚悟を感じるサブタイトルで大変意義のある前進だと感じました。

その上で、メディアという立場からの考え方としてお伝えできればと思い、発言いたします。メディアで扱うとき、この指標の一つとして大きくあるのが社会的関心です。特にテレビですと視聴率が取れるネタなのかというところが、やはり取り上げる際によく話題になりまして、私はずっとスポーツの報道に携わっていたのですが、例えばパラスポーツについて、10年以上前はなかなか視聴率を取れるのかというところで、どうしても扱う面積として狭くなってしまいました。社会的意義はあるけども、社会的関心が低いと判断されてしまうと、どうしても面積を取れない状況が続いていたと思います。

そういう意味では、実はその社会的関心に関して山はとても多く持たれていると思っており、温暖化、クマの出没、花粉症、山火事など、本当に一つのことですごく長い時間のニュースを作ってしまうぐらい人々の関心を持っている。そういうものが様々な形で顕在化しているのが山なのではないかと思います。

ただ一方で、それらが個別の現象として扱われて、森林政策とのつながりが十分に共有されていないのではないかと思います。なので、メディアとしても単発の事象報道にとどまってしまい、構造的な理解につなげるところは難しさを感じていますし、なかなかそこにいい素材であったり、いいデータがあったとしても、それをどう政策とつなげて、国はこういう方向で進んでいるというところまでの理解を深めるというのは、メディア単体だと難しいと思うので、今回の基本計画、素晴らしいものができていると思うので、この説明に加えて、こうしたテーマを森林政策と結びつけて理解できるような定期的な勉強会のようなものを、もう既にやられているところもあると思うのですが、こうしたものがあると報道の質が一段上がって理解が深まり、先ほど藤掛委員がおっしゃっていた川下の理解を深めるところにも、非常に大きく寄与するのではないかと思いますので、御検討いただけたらうれしく思います。

以上です。

○立花会長 ありがとうございます。

日當委員お願いいたします。

○日當委員 日當でございます。私からは3点コメントをさせていただきます。

まず1点目が、指標を新たに設けられてというところ、ここは大変分かりやすいと思います。その中で今回の森林・林業基本計画の中では、林業従事者の所得水準を上げることが、今回だけではなくずっとここ最近様々な場に取り上げられているのですが、今回林業従事者の所得水準をKPIに取り上げるのは、大変分かりやすくいいと思っております。

このことが、全面的に出ていくと、今、私どもの木材産業は国産材が入ってきて初めて成り立つ産業でございます。そういった意味では、林業従事者が将来の仕事として、林業に入っていくのもいいと思えるような、夢を持っていただけるようなという中で、この林業従事者の所得水準を上げることを直接的にKPIにされたというのは、大変我々にとって、響くのではないかと感じておまして、これは大変評価すべきことかなと思っております。

そういった意味では、私ども川中に位置する者としては、そのようなことなので、川上の方に対するアプローチ、そして川下への様々な働きかけというものが、国民の理解の下に進められるのではないかという思いを持っております。

そうした中で、これは前回も御議論があったと思っているのですが、表現の中に合理的な価格形成というところがあったと思っておりますが、理屈が合っていればそれでいいのではないかとということではなくて、そういう意味だから価格が適正に判断されてくださいという方が、私は個人的にはしっくりすると思っており、どうも合理的になってくると、単純に需給の関係で決まってきて、コスト構造は多分あるかもしれませんが、見えざる手の中で決まってしまうところで収まってしまっているのかということに、少し気持ちが行っているところがございます。そういった意味では、本文の中で12ページに記載されておりますが、もう少しそういったところを手厚く、表現していただければよろしいかと思っております。

最後、本文14ページに、4、森林・林業・木材産業関係者に特に必要とされる視点と書かれておりますが、この中で「川上・川中・川下の関係者においては、短期的な利益のみを追求するのではなく」ということで、ある意味当事者に対する強いメッセージ性がうたわれていると思います。まさに今回この森林・林業基本計画の中では、我々当事者としてはこのところが、多分一番求められるところではないかと思っており、改正の余地があればもう少し熱く語っていただいてもよろしいのではないかと思った次第です。

以上です。

○立花会長 ありがとうございました。

林田委員、お願いいたします。

○林田委員 林田でございます。3点ほどお話ししたいと思います。

まず概要の資料、資料1-1を拝見いたしまして、前回事前説明いただいたときにお話をしましたが、1ページめくって、2ページのところから、今回、川下の方から資料ができていたというのは私は初めて拝見して、大変びっくりしたと言いますか、非常に分かりやすくなったと思っています。川下の国産材という課題がある。そのために、森はどうしていくのかということは、一般の人にとっては非常に分かりやすいものだったのではないかという形で、私は大変評価をしています。

その中で、これは後でお話を伺いたいと思うのですが、6ページでございます。今回、用途別利用量の目標というものがございました。この右下のところの用途別の利用量ですが、非建築用材は変わらないということですが、建築用材は先ほどもありましたとおり製材用はトータルでは18百万立米が23百万立米になると、3割増だという、私は非常に野心的な数字だと思っています。こういう数字にされた思いがあれば後ほど聞かせいただければと思っています。

最後に三つ目ですが、そういう形で利用量を増やそうとって、やはり供給が大事だと思うのですが、本文の40ページ、41ページのところでございます。

先ほど林産物の供給に関する記述でございますが、例えば、サプライチェーンのところ9行目にございますが、「商流においては、地域の実情や原木の品質に応じ、原木の価値が最大限生かされる販売方法の選択を促進する」とありました。そのとおりだと思うのですが、様々商流ある中でこれをどうするかというのが非常に大きな課題だったので、このあたりをもう少し具体的な検討をしていただければということが一つ。

それから同じように、右手の41ページの4行目、「非住宅向け部材や国産材比率の低い横架材、ツーバイフォー工法用部材等の供給力の強化を図る」というのがあります。ここも非常に課題だと思うのですが、これをどうやっているのかということは非常に大事なところになってきますので、そのあたりもより御検討を加えていただければと思いました。

以上でございます。

○立花会長 ありがとうございます。

続きまして、オンラインで御出席の川上委員お願いできますでしょうか。

○川上委員 川上です。オンラインでの参加、また途中退出となり申し訳ありません。

私からは感想です。

サブタイトルは将来を見据えてつけられ、前書きでもこれまでの百年間の振り返りと、次の百年に向けての今回の森林・林業基本計画であることが説明されており、全体的によくまとめ

られていると思いました。国民の皆様にも日本の森林がよい状態で維持され、日本の木の文化がずっと続いていくことが伝わると思いました。

日當委員も先ほどおっしゃいましたが、本文20ページからK P I一覧があり、林業従事者の所得水準が挙げられており、林業の所得水準を全産業並みに引き上げるというもので、現状値より約100万円上げることとしています。林業行政に携わる人なら皆、生産性の向上など幾つかの視点で、林業従事者の所得を少しでも上げたいと思ってきましたので、K P Iの一つに所得水準を上げると、これを挙げたことは林野庁の覚悟というか気概を感じました。

所得水準が上がるだけでなく、林業・木材産業が持続可能な産業であるためには、これ一つだけが重要というものはありませんが、私は木材の利用拡大が鍵を握っていると思います。

本文中に、都市の木造化の促進や輸出、木質バイオマスの利用の政策とともに、木育や木材利用の意義の発信といった消費者の理解醸成もあります。ぜひ、子どもから大人まで、企業、官公署など全てにおいて木材の利用が促進され、森林資源の循環利用が進み、山で働く人々、山に携わる人々が幸せで、また、国民の皆さんが森の恵みを実感できる社会になることを願っています。

以上です。

○立花会長 ありがとうございます。

これまで5名の委員から御発言を頂きました。そのうち日當委員と林田委員から回答を求めるといふ御発言でしたので、事務局からどなたか御説明お願いできますでしょうか。

○横山企画課長 それではまず企画課長から御説明を申し上げます。

日當委員の方から価格形成のお話いただきました。語感としては確かに適正という言葉も何かふさわしいような感じはするのですが、適正という言葉も使う人によって何が適正かというのはかなり主観的に分かれる部分もある中で、農業の方での議論もあったのですが、合理的ということは、それぞれの段階でのコストをしっかりと反映していくという意味での合理的な価格の形成を図っていききたいということもあり、また先ほど藤掛部会長のお話もありましたが、これだけ国産材のニーズが高まっていて建築用材の使用率が過半になっているという中で、その需要に対応した価格がしっかりと形成されることが重要という意味でも、合理的という言葉を使うのがよいのではないかとということで、今回、合理的な価格というのを使わせていただきました。そういう趣旨については、きちんと説明をしてまいりたいと考えてございます。

それからメッセージ性というお話もいただいて大変ありがたいところでございます。私どもどちらかというと、基本計画の前書きのところはかなり強い思いを込めて書いたという部分も

ございまして、その中で、例えば1ページの26行目のところで、「立木価格の低迷が著しい」ということも書かせていただきましたし、28行目のところで、「様々な段階において効率化を進め立木価格の向上を図る」とことといったことですか、最後のところで、「得られた利益が森林所有者を含む川上・川中・川下の関係者に適切に還元される構造の確立に向けて、国産材のサプライチェーンの構築を図る」と、そういったことをかなりメッセージ性を込めて書かせていただきましたので、後ろの部分は若干淡々としているかもしれませんが、しっかり思いは込めさせていただいたところがございます。

それから、林田委員から目標の数字の内訳にございます用途別の利用量の中で、建築用材がかなり野心的な数字を設定しているということで、おっしゃるとおりでございますが、なかなか住宅需要が下がり基調となっている状況にありますけども、しっかり国産材への転換を進めていくことと、新たな需要をしっかりと創出していくこと、それは非住宅、中高層も含めてですが、しっかり新たな需要を創出していくことも含めて、ここはしっかり力を入れていかなければいけないところでありますので、意欲的な数字を設定させていただいたところです。

以上でございます。

○立花会長 ほかの担当からは何か御発言ございますでしょうか。

○川原技術室長 木材産業課でございます。間島課長の代打で川原が一時的に出席しております。

今、林田委員からございました非住宅の供給量の強化というところで、資料の中にもございましたが、62年振りに住宅着工74万戸まで減ったということなのですが、引き続きこの部分の需要は、木造化やそういったところは重要だと思っています。そしてこの横架材というところについても、長年国産材率が台頭できないところだと、今まで合板の国産材率がぐっと上がったところで、そこが頑張ってくれていたところを何とか横架材、特に水平方向で国産材にしていきたいという最近の動き、後ほど白書でも出てくるかもしれませんが、今まで柱材を単純に供給していた工場から、平角に狙い打ちした供給をトーセイさんがしていることが事例でも出てまいります。そういった取組を施設整備ですとか、また技術の面では、スギを横架材でしっかり使っていけるように、単純に平角を供給する以上に、スギの曲げ率の低さをどう技術的にカバーできるのかというところでは、兵庫県の宍粟プレカットがしています。めり込みに対するプレカットの工夫など、そうしたところの技術開発も含めて我々支援をしていければと思います。

定性的ですみませんが、以上でございます。

○立花会長 以上でしょうか。どうもありがとうございました。

続きまして、次は中西委員から高森委員までの5名でお願いしたいと思います。

中西委員、お願いいたします。

○中西委員 中西でございます。

国産材の利活用において、製材用、合板用中心に増加させていくために、様々な施策が必要と考えまして、以前の審議会で意見を述べさせていただいたところでございますが、今回の森林・林業基本計画案では、それを反映していただいて、製材のみならず、合板やLVL、こうした木材製品にも目が向くような内容になったのではないかと感じております。

最後にもう一点だけ付け加えさせていただくとすれば、42ページの33行目の「一般流通材（JAS構造材等）」という文言がありますが、この部分を「一般流通材（製材、合板、LVL、集成材をはじめとするJAS構造材等）」という記述にさせていただけると、より一層分かりやすいのではないかと考えております。

以上です。

○立花会長 ありがとうございました。

続いて中島委員お願いいたします。

○中島委員 中島です。よろしくお願いいたします。私からは1点質問と2点意見を述べさせていただきます。

1点目の質問ですが、概要の9ページのKPIのところですが、林業の労働災害発生率が大幅に下がる設定をしていただいていること、非常に私は喜ばしく思っております。本当にここを下げない限り、従事者の生活も家族も守れないので、ここは徹底的に取り組んでいただきたいと、現場としても意識改革が本当に必要だと思っております。

その下の安全かつ効率的な技術を新たに有した従事者数のところですが、こちらの数字もかなり5年後に増えていることになっていると思います。以前スマート林業技術の方のビジョンを読ませていただいたときに、とにかく少子化というか従事者が減る中で、今現在5工程5名でやっている現場を、何とか2工程2名で動かさないか、林業技術の機械類を使ってというお話があったと思いますが、恐らく人数は減っていき、現場の人数というのはそれほど増えていかないのかと思っております。この数字が大き過ぎないかというのが私の感覚としてありました。

あと二つ意見なんですけど、こちらの3ページ目の課題の方に、この森林所有者の経営意欲の低下が記載されていると思います。森林所有者の方は、本当に今までの森づくりで、御自身の

持たれている山から出てきている材が評価されていないということに、一番意欲を低下させていると感じることがあり、クリーンウッド法というのができて、きっちりと情報を伝えるという制度だと思っているのですが、現在、恐らく第一種事業者に対しては、情報提供は義務化されていると思うのですが、その後の一番大事な消費者までの情報伝達がまだ努力義務の状態だと思います。そこが消費者までつながっていくと、消費者が初めて地域の山から出た木材を選んで買う、そのお金を山に返すんだという、そこで初めて成り立つと思っていまして、それこそ所有者の意欲を上げていく仕組みになるのではと思っていますので、ぜひそちらも前向きに検討いただければと思っています。

もう一点は、以前、立花会長がおっしゃっていたのですが、地域ごとで林業は異なると思っていまして、私の今いる紀伊山地は、特に昔から優良材を育ててきた所有者の方が多くおられて、今、低コスト化で、低密度植栽を進められているのは、やはり、その方針なら今、伐れないと、優良材をもし育てられないのであれば、少し山づくりに二の足を踏んでしまう方もおられるのは事実です。なので、百年つづく森の国ということをやっているのであれば、100年後に恐らく多様な森が日本にあるよという状況が理想だと思っています。需要に応じた搬出量を確保する林業も必要ですし、地域内から出荷される優良材を挽く小規模な製材所が存在してゆくためにも、地場木材の地域内循環を担う林業も必要だと思います。そちらの方の百年つづく森というのも、ビジョンの一つとして考えの一つに入れていただければ幸いです。

以上です。

○立花会長 ありがとうございます。

出島委員お願いいたします。

○出島委員 出島です。

今回の森林・林業基本計画、もう既にお話あったとおり、新しい方向性が出ていて大変期待できるものだと思います。その中で、私から三つほどお話ししたいと思います。

一つ目は単語のことですが、森業を含めてJークレジットという単語が出てきていると思います。森林由来のJークレジット。Jークレジットという言葉はそれでいいと思うのですが、やはりここには「Jークレジット等」と書いていただいて、ボランタリークレジットの中でも面白い動きといますか、森林であるとか地域に貢献するような炭素クレジット、森林クレジットをつくっていくような動きがありますので、全てに「等」が付いていなかったと思いました。例えば本文11ページのJークレジットには「等」が付いていないなと思いました。「等」

が付いているところもありましたが、付けていただくのがいいと思いました。

もう一つは指標についてですが、K P Iの指標をつけたことは大変重要なことだと思います。ただ、その指標の内訳で何をカウントしていらっしゃるのかというのが、分かりにくいところがありますので、そこについては何かしらの解説を付けていただきたいと思っております。

3番目、指標の部分ですが、生物多様性を高める森づくりの面積です。これが現行4割になっております。事前に確認をしましたところ、国有林が全て含まれているとお伺いしております。それについては、国有林と長年私も様々な先進的な取組をやらせていただいている立場もありますが、そこには問題があると思っており、再検討していただけないかと思っております。

4割の中の3割が国有林で、残りの1割に含まれる自然共生サイトにおいては、生物多様性に何かしら貢献する目標であるとかモニタリングをちゃんと明記しましょうということが書かれております。民間の森林が、国際的なO E C Mになるためにそういうことが求められています。

ただ一方で、現状の国有林の地域管理経営計画において、生物多様性を高めるための目標とか、それがどれぐらい高まったかというモニタリングをするということが書かれているかと言われると、それはほぼないと私は思っております。

ですので、先進的な様々な取組がされているということは十分理解しておりますし、大事なことだと思っておりますが、生物多様性を高める森づくりを全国国有林でやっていますと胸を張って言うため、私の提案としては、現状においては3割を抜いていただいて、もしくはある一部分だけ入れていただくということにして、令和10年の次の国有林の基本計画の改定の際には、ぜひ4割と表現できる、全てを入れるような形にする。それについては、地域管理経営計画において生物多様性を高める森づくりのための目標とモニタリングというものを明記するというような枠組みで整理をしていただくということが重要で、あともう一つは、それを実行するための予算です。やはり現場で生物多様性のモニタリングの予算がどんどん減っているという印象を持っていますので、それも含めて次の令和10年に、4割と書けるような取組を今後2年間で進めていくということが重要ではないかと思っております。

以上です。

○立花会長 ありがとうございます。

土川委員、お願いいたします。

○土川委員 私も質問はありませんで、幾つかの意見というかつぶやきというか、それから1点だけお願いということでお話しさせていただきます。

まず今日御説明いただいたこの森林・林業基本計画、私も大変すばらしい読み物だと思います。すごく分かりやすく、国民に対しての情報発信ということでは、十分なものと思います。特にほかの委員からもお話があったK P Iを出されたというのは、相当の覚悟がないとできないことです。これには敬意を申し上げたいと思います。

その上で、ちょっと感じたことなのですが、木材利用という立場からの意見というか、どう考えても、我が国の少子高齢化はこれからますます進みます。さらに林業ということでは、大径材をどうするのかということがありますが、大径材は結局、いい木ですから、これを前面に出して使わない手はないと思うのです。

ただ、藤掛委員からも御意見があった、在庫問題とは、相当ギャップがある話ではあります。木材は、結局は建築材料、工業材料として使うわけですので、とにかく量の拡大というよりも、品質をきっちり高度化すること、やはりこれに尽きるのではないかと思います。

K P Iの中でも、製材・合板の輸出がこの5年後に4倍という目標を掲げておられます。これはかなり現実的な値になるのかと思います。品質がしっかりと管理されて、海外に輸出されれば、メイドインジャパンというのは今でも十分信頼のブランドでありますので、ぜひお進めいただきたいと思います。それを出すことによって、製品だけではなく、ぜひJ A Sの格付けも積極的に輸出いただけないかと思います。

以前にも話したかもしれませんが、東南アジアでは、農産物でかなりJ A S規格というのを基準に品質を評価していることがありますので、そういったことが、例えばですが、アジア全域に、あるいはアメリカも含めてそれが展開できると、相当強みになるのではないかなと思います。そういう意味では、このJ A Sの格付け率についても、5年後の4割というのも、できるだけ高くなってくれればいいかなと、そこら辺が私のつぶやきであります。

ただ、このK P I、この5年間でこれだけになるということですが、例えばここら辺あたりでも相当、基本計画の方にもA Iを使ったらどうかというフレーズがありますけども、これも皆さん御案内のように、とにかく今のA Iの進展というのはとんでもない勢いがあります。私は学校に勤務しておりますが、半年前に言ったことが、大げさに言うと、全く通じなくなるということもあります。恐らくA Iについては、いわゆる指数関数的に今もう伸び切っているところだと思うのです。

何をお伝えしたいのかというと、この中でもA I活用するということであれば、さらにK P Iをこうやって入れられるということであれば、5年間たって見直すというのではなく、ぜひ、できるだけ小まめにウォッチングしてくださるのがよろしいのではないかというのがお願い事

であります。

以上です。

○立花会長 ありがとうございます。

高森委員、お願いいたします。

○高森委員 高森です。

K P Iに関しては、先日立花先生から初めて入ったというのを聞いてびっくりしました。企業にいると当たり前で、年初に立てたK P Iが1年ももたないので、年の途中でもどんどん変えていくことをしています。今のA Iの話もそうなのですが。そういうことに着手したというのはとてもすばらしいと思っています。

K P Iを立てた以上は、そこに向かって具体的に何の施策を立てて、それがそれぞれこの施策で1%上がりますといった積み上げで、P D C Aを回してやってく。駄目だったらまた見直していくことが、とても重要だと思いますので、そこをぜひ期待したいと思います。

それから、K P Iを眺め直すと、感想ですが、木を植えて、育てて、伐って、使うという、供給側のK P Iが多くて、それを安定的に、より効率的に、最終的にはそれはコストダウンなり、従事者の給与増につながる話だと思うのですが、それを一生懸命やっても、やはり消費者側というか、最後お金を出す人側が成熟していないと、そこは片思いみたいな状態になってしまうので、そちら側のK P Iが一番下の木育ぐらいしかないかなと感じました。やはりそこに消費者への教育とか広報、林野庁がこんなK P Iつくりましたと言うだけでも、また少し違うと思うのです。そういった世間への広報とか、現在の木育の市町村の割合だけではなくて、もうちょっと一歩踏み込んだ、何らかのお金を出す人たち側へのK P Iがもう少し充実してもいいのかなというのが感想です。

さらに言うと、例えば労働者であれば最低賃金が急上昇したので、人件費やお給料が上がっています。それから今私が属している物流業界も、今度、適正運賃が導入されるともっと安く運べるのにといいながらも、国の法律なのでこれ以上の価格で運ばないといけません。木材などもそういった、少し踏み込み過ぎかもしれませんが、価格に多少政策を入れても、やらないと、一生懸命効率的に伐って物は出てくるようになったけども、何か安売りみたいになってしまうのは非常によくないので、価格政策も今後は考えるべきでは、という感想でございます。

以上でございます。

○立花会長 どうもありがとうございました。

5名の委員から御発言いただきました。感想とおっしゃりながら、御提案も含まれていまし

たので、事務局で可能な限り御対応いただければと思います。

どなたから御発言いただけますでしょうか。

○横山企画課長 それでは、私からまず1点。K P I 解説というお話、出島委員からいただいたと思います。

これは非常に悩ましいところでありまして、先ほど御説明したとおり二つの法定の目標、数字を掲げさせていただいて、かなり意欲的な目標を掲げさせていただきました。これを達成するために必要となる、需要量や供給量、あるいは労働力といったことをいろいろ勘案して、そういうものをどう施策で上げていけばこの目標が達成できるかというところを考えて、様々な数値の設定をさせていただいたところですが、将来的なことをございますので、かなり仮定を重ねている部分ございます。どこまで出していくことが適当なのか、逆に誤解を生じたりしないかということも含めて、非常に悩ましいところではありますが、何らかの考え方というのは、今後お示ししていくことも大事だと思いますし、また、林政審議会でも今後この施策の進捗や、K P I の関係の評価を御報告申し上げ、御意見も頂くことになっていきますので、それに向けて、どういうお示しの仕方ができるか検討していきたいと考えております。

○石井経営企画課長 経営企画課長でございます。

出島委員から生物多様性について、先ほどの企画課長からK P I についての回答ございました。国有林については、従前からN A C S - J さんとともに、A K A Y A のプロジェクトなど、多様性確保の取組を一生懸命行ってきたところです。多様性の評価やモニタリングについては、生物多様性基礎調査で全体をモニタリングするとともに、保護林ごとのモニタリングをしっかりと実施しております。また、K P I については現状にとどまらず、将来の目標というものを定めたものであり、国有林全体で多様性を確保された施業といったものを推進してまいりたいと思います。

なお国有林の記載につきましては、本文46ページ17行目以降に、「多様性の高い森林づくり」ということで、全体の森林づくりのと個別の施業について、記述をしております。

その15行目に書いてございますように、こういった施策を具体的にどういった形で落とし込んでいくかについては、今後検討し御指摘の「国有林野の管理経営に関する基本計画」この変更反映してまいりたいと思います。

以上でございます。

○立花会長 石井経営企画課長、ありがとうございました。

お願いいたします。

○増山森林利用課長 森林利用課でございます。

出島委員から、「J-クレジット等」についての御意見ございました。カーボンクレジットにおいて、もちろんボランタリークレジットの活用が排除されるものではございません。その意味で、J-クレジットはワン・オブ・ゼムということにはなりますが、政府としての施策ということで申し上げますと、J-クレジットの制度管理者が農水省、経産省、環境省でしておりますので、J-クレジットを推進していくのが基本的なところかと考えております。

また、ボランタリークレジットの活用を国内においてもしていきたいという動きがあるということは承知をしております。ただ、世界的に一番大きなクレジット制度であるVCSの登録も既に申請されているところはあるのですが、レジストリがホームページ上でも公表はされているんですけども、現時点で全て却下されているということもあって、まだ登録に至っている案件がないこともございますので、施策としてはJ-クレジットを推進していくということを基本的に考えております。

その上で、本文32ページのところに「森林由来J-クレジット等の活用を通じた資金循環による森林整備を推進する」といったフレーズがございますので、この「等」の中には資金循環の手段ということもございますので、J-クレジット以外にも、例えばふるさと納税ですとか、民間企業の資金の呼び込みですとか、いろんなツールがありますということを「等」と表現しているところでございます。

○立花会長 増山課長、ありがとうございました。

○難波木材利用課長 木材利用課長でございます。

中島委員からクリーンウッド法についてコメントいただきました。委員御指摘のとおり、昨年4月から施行されました改正法におきまして、今まで努力義務だったものを義務化ということで、まさに委員御指摘の一種事業者については義務ということで情報伝達を今やっております。

他方で、流通実態を踏まえて、まずは一種事業者からということでは始めていますけれども、二種事業者につきましても登録制度というのがありますので、その登録を受けていただいている方は努力義務であっても、しっかり情報伝達等も取り組んでいただくということをやっておりますので、まずはそういう仕組みの中でしっかり取り組んでいきたいと思っております。基本計画の中でも持続可能な木材取引に向けて、このグリーンウッド法の情報伝達、これしっかり活用していこうというふうに位置づけておりますので、そういったことを踏まえて取り組んでまいります。

それから、高森委員からK P Iの関係で、消費者のK P Iが少ないのではないかという御指摘を頂きました。川下という意味では、木造住宅の国産材率ですとか、あるいは内装材や公共建築物、こういったところでの利用にK P Iを設定しているところですが、消費者についてはこれまで木づかい運動で、木材利用の拡大の機運の醸成や、最近ではウッドチェンジというところで取り組んでいるところです。

なかなか数値化することは難しいのですが、例えば毎年ではなく定期的に行っている世論調査の中では、白書でも今年紹介しておりますけども、様々な建築物や製品に木材を利用していくべきと考えている国民は既に9割に上っているというデータもありますので、K P Iには設定しておりませんが、こういった数値も参考にしながら引き続き取り組んでまいりたいと思っております。

○立花会長 難波課長ありがとうございました。

続きまして、整備課長お願いいたします。

○諏訪整備課長 整備課長の諏訪でございます。

先ほど中島委員から、低密度植栽について、地域ごとに林業が異なるのでというお話を頂いていた点でございます。低密度植栽の話は、本文では24ページのところで、再生林の推進という観点から書かせていただいているところでございます。

木材として出したときに、成り立たないような形の低密度で植えるというわけでは全くございませんので、一般流通材として出せる範囲内で、低密度植栽を進めていくことを我々は考えております。

その上で優良材の話もございました。多くの方々は、淡々と一般流通材として出していく部分だと思っておりますが、おっしゃるように優良材のような特殊なところでしていくことを我々は駄目だと言っているわけでは全くございませんので、そういう点は、我々も様々なところで言い方を気をつけていきたいと思っております。

ただ、再生林の推進をしていくために、一般流通材として考えたときに、これまで拡大造林のときと同じ本数である必要があるのかということは、そうではなく、一定程度大丈夫な範囲内で低密度植栽は有効な手段だと思っております。

以上でございます。

○立花会長 諏訪課長、ありがとうございました。

お願いいたします。

○小坂田経営課長 経営課長でございます。

先ほど中島委員からK P Iの関係の御質問を頂きましたので、御説明申し上げます。

安全かつ効率的な技術を新たに有した従事者数につきましては、新規就業者の中の一部でございまして、新規就業者は最近では年3,000人強となっておりますが、その中でも、例えば「緑の雇用」事業における研修を修了したり、林業大学校を卒業して就業されたりなど、安全な作業等に関する技能を有する方の数を増やしていきたいというところでございます。

スマート林業との関係の御質問もございましたが、スマート林業を活用することが難しい場所もございますので、そのようなところでも安全な作業を行う必要がありますし、今後、主伐・再造林が本格化し、全体的に作業のニーズも多くなると思いますので、このように増加する目標にさせていただいているところでございます。

以上です。

○立花会長 小坂田課長、ありがとうございました。

もう一人ですね、お願いいたします。

○川原木材製品技術室長 木材産業課でございます。

中西委員からございました合板の件につきましては、検討させていただきます。一般流通材としてホームセンターでも手に入れるのが製材と合板だと思いますので、また私どもとしても前向きに検討したいと思います。

それと、土川先生からございましたJ A Sまたは大径材ということで、大径材であれば、御指摘のとおり節がどんどん隠れて良材化していくということだと思いますし、平角2丁取りする、もしくは高品質な板材として出すなど、様々な用途があると思います。また、J A Sにつきましても先生からございましたが、国内に限らず海外でヒノキやスギ、これが米国で基準強度を取ってツーバイフォー材で海外で使えるようになったこと、ベトナムでは先地の規格づくりを誘導しながら、木造戸建て住宅の設計開発といったところに、規格という点で、こちらもJ A Sを本丸にしますが、住宅の設計を支援しながら国産材を出していくという取組も、木産課の輸出事業でやらせていただいています。そういったことで、木利課の輸出事業と併せてしっかり輸出も取り組んでいきたいと思っております。

以上でございます。

○立花会長 ありがとうございます。

川原木材製品技術室長、3月に作成した持続可能性に配慮した木材について少し説明されませんか。今、指摘されたことに関係すると思うんですね。

○川原木材製品技術室長 委員長御指名ですので、お話しさせていただきます。

立花先生に座長をお務めいただきまして1年間、日林協さんに受託いただいてガイドンスを作らせていただきました。「はじめに」というところに目的・使用方法がある中で、2ページ目に、川上の方と川中の方と最終需要者の方々に対して、例えば最終需要者が合法伐採木材を確保したいとか、再造林が担保しているのかというようなところをしっかりと確認したいなど、そういった川上・川中のどなたでもお使いいただけるガイドンスということで、今回公表させていただきました。

まだ冊子にして皆様にお配りできていないのですが、こういった形で私ども川下として最近ゼネコンさんなどにもお話しするのですが、私たちが作った木材をしっかりと再造林されているんでしょうかという御質問も、基本計画のヒアリングの中でございまして、こういったところに私たちだからできる配布先というところが、木産課で見つけられる配布先というのがあるとしますので、しっかりと普及しつつ、また、このガイドンスを出したから終わりではなくて、次にすべきことしっかりと考えていきたいと思えます。

○立花会長 ありがとうございます。

木材流通でいうと建築などの需要者からさらに下がって、木材を使おうとする人たち、施主の皆さんも含めて木材を使うということ、それも持続可能性がしっかりと担保された木材を使えるようにするためのガイドンスを作成したのですね。それが3月に取りまとめられて、今、林野庁のホームページに出ているのでしょうか。

○川原木材製品技術室長 はい、出ていると思えます。

○立花会長 まさに今回の基本計画にも関わるような形で、最終需要者、最終消費者、お金を出す側からしっかりと山側のことを考えて木材を使っていってください、適正な価格で買ってくださいという願いが含まれていること、意図があるということで、御紹介をした方がいいと思えました。どうもありがとうございます。

それでは、次の委員の皆様をお願いしたいと思います。澤田委員、五味委員、上月委員と河野委員と大内委員まででお願いできればと思います。

澤田委員からお願いできますでしょうか。

○澤田委員 DAIKENの澤田です。

四つぐらいありますが、一つ目が強めのお願いで、サブタイトルにキャッチコピーを付けて、すごくいいことだなと思ったのですが、表紙に書いてあるだけで、趣旨や狙いが全く書いていないのです。これはもったいないと思えます。

平井さんもっと知ってもらうために、こういうつながりがあるといいというお話をされた通

りで、本文の3ページの下に余白があるので、例えば囲みコラム風な感じで、「昨年度始めた「森の国・木の街」づくり宣言と並行して、林業、森業、木材産業の振興につなげます」、「関係者や国民に自らに関連した基本計画として身近に感じてもらいたいです」、「サブタイトルを中心に認知を進めます」といったどうしてこういうサブタイトルを付けたのか、何に思いを込めたかをしっかり書いておいた方がいいと思います。そうすると、取り上げてもらう方も、こういう趣旨で、こういう題名が付いているのか伝えていただけたらと思います。

例えば、「骨太の方針」みたいに通称ばかり出るものもあるので、森林・林業基本計画も「森の国・木の街プラン」の様な愛称で、皆が知ってくれるようになるために、伝えたいと思う気持ちがしっかりと記載されるべきだと思います。そういう説明のポンチ絵を作ってもいいと思いました。

多分、例えば住生活基本計画という国交省の計画があるのですが、サブタイトルはあるようでないです。人生100年時代に向けて、というメッセージは書いてあるんですけども。であれば、こういう基本計画でサブタイトルがあることはなかなかないので、ニュースリリースするときにもサブタイトルで周知したいですとか、こういう思いを込めていますということが書いてあった方がいいという意味で、これは強めのお願いです。

次に、力ないお願いなのですが、資料1-1の3ページについて、さっき日當さんがおっしゃったことと重なるのですが、合理的な価格形成が国産材主導のサプライチェーンを構築したら何故できるのかということ、事前レクの際にかなりしつこく聞きました。やっと分かったのが「ラーメンは情報を食べる」と一緒、ということでした。

何を言いたいかというと、本文の40ページ、41ページに安定供給しますとか、付加価値が高いとか、品質性能が高いということが書いてあるのですが、これは言い方を変えると機能的価値とか実用的価値と言われるもので、加工コストがそのまま製品にオンしていくと伝えることになってしまいます。さっきの「ラーメンは情報を食べる」というのは、そうではなくて、ブランド品と同じ情緒的価値に対してお金を払うところがあるとすると、先ほど川原さんが紹介された「持続可能性に配慮した木材供給・利用に係るガイダンス」で伝える情報が、受け手にとってはむしろ情緒的価値や物語に繋がるので、共感した方は、ほかのものではなくてこの木材がいいとなるのではないかと思います。

こういう公的な基本計画に情緒的価値と書くのは多分難しいと思いますので、例えば41ページの付加価値が高いですというところで、さきほどのガイダンスに触れていただいたりしながら、例えば産地への共感とか、再生林という環境貢献に関する認識を、木材を直接選ばない方、

例えば事業主やプロジェクトマネージャー、内装設計施工会社などの消費者に価値を伝える立場の人に認識していただく、という書き方もあった方が、単純に機能がいいから値段が上がるのではなくて、この土地で作った木材を私は買いたいですとか、しっかりと再造林されていることを評価していますとなるのではないかと思います。

あと二つ、資料1-1の7ページの、計画の目標の新旧比較を、多分私が言ったので作っていただいて、大変うれしいです。何でこういう資料があった方がいいと言ったかという、先ほど高森さんがおっしゃったとおりで、KPIは変わるものであるということです。この表を単純に見ると目標を達成していないことになるので、省庁の皆さんとしては苦しいことになってしまうのですが、言いたいのは逆でして、この表の期間には、例えば令和元年から今までの間でコロナ禍やウッドショックがありました。今も中東危機があるので、5年間同じ目標を掲げ続けるのはおかしいのではないかと、目標を変える、変える余地があるべきと考えます。KPIを掲げるからには、情勢変化があった場合の変更の余地があるべきだと思いますので、本文のKPIのページにそういう記述や審議会などで見直しをかけますという記載があってもいいのではないかと思います。

あとは、もう一つの資料1-1の最後のページが、国民視点で非常によくまとまっている上に、先ほどのキャッチコピーの森の国・木の街と非常にマッチしているので、これはもっとリリースするときはフィーチャーされてもいいのではないかと思います。

ネット・ゼロへの貢献については、企業の関心が非常に高いところですので、木材を使うことでこういうところに関われるんだという認識を持ってもらうには、こういう資料があると効果的であると思いました。

以上です。

○立花会長 ありがとうございます。

軽重と話をされましたけど、みんな重いかなと思いました。ぜひ事務局側で御回答をお願いいたします。

次は、五味委員お願いいたします。

○五味委員 ありがとうございます。

澤田委員のお話と関連していますが、百年つづく「森の国・木の街」へは非常に良いタイトルかと思います。一方、本体でこの言葉が初めて出てくるのが9ページなのです。そこで前書きから、この百年というビジョンと、「森の国・木の街」を書き込めるといいかと思います。100年のビジョンを出したのは非常に意義のあることだと思いますので、百年を見ていくと

いう林野行政の在り方というのも、林野庁ならではのところでもあるかと思えます。

概要版ですが、例えばこの木の街、森の国というのが、それぞれ括弧書きで書かれておりまして、例えば国産材の利用拡大と幅広い需要の創出が（木の街）になっておりまして、次のページに行くと森の国と二つに書き分けられています。これは「森の国・木の街」というのが一つ一体的であると同時に、政策としては森の国の政策、そして木の街の政策それぞれを進めていくという観点をしっかりどこかに書き込めるいいと思えます。

非常にいいサブタイトルですので、その点を押し出してもいいと思えます。

概要版の4ページの真ん中に、森林整備・治山対策が並列で記載されており、たいへん良いと思えます。これは本文の方にも幾つか出てきます。これも読み手にとって森林整備と治山対策を中ポツでつないで一緒にやっていくというところの特徴は、やはり林野行政の一つの特徴だと思います。これから百年続く国土ということを考えたときに、森林整備と治山対策を一体的にしていくことが重要であるということ、本体の中でもしっかりと書き込めるというのではないかと思いました。

あと確認で1点、先ほどのK P Iの解説と関連するのですが、路網整備のK P I、8ページも含めて本体に書いてありますが、7億立米から20億立米、つまり路網の整備による森林資源量がおよそ3倍に増える試算になっています。本体25ページ目の下に、この路網整備の距離数が書いてありまして、20万キロメートル対して23万キロメートルとする。今後15年間で21万キロメートルを目安に進めていく。つまり15年間で21万キロメートルを割ると年間1.4万キロメートル増えていくということになります。こういった林道を整備していくという数値と、それに関わる森林の利用可能な資源量が増えていくところが、数的に何か分かるものがあるといいと思って見ておりました。

最後、これは今後の提案というところでは。

先ほど出島委員からもお話がありましたとおり、次の5年間、これからの生物多様性、非常に重要になってくると思っております。今回、補足の御説明で治山課や整備課からありましたあり方検討会や、その林道の整備に関する個別の検討会というのがあり、各個別項目に関する説明がございました。バイオマスに対するビジョンやスマート林業に関するビジョンができて検討されているところです。

生物多様性に対する今後の在り方を、次の基本計画を考える前には、その現状に対してどういふ課題があり、今後、林野行政またはそれも含めた森林という立地の中で、生物多様性の在り方、これからどう考えていけばいいのかということを検討した上で、並行して次の計画を考

えていければいいと思ったところであります。

以上です。

○立花会長 ありがとうございます。

続きまして、上月委員お願いできますでしょうか。

○上月委員 上月でございます。よろしくお願いいたします。

今回様々見させていただいて、すごくかっこいいと思ったのが事実です。ただ、今の中東情勢などを考えたときに、林業生産に不可欠な油圧用のオイルが特に不足していることや、様々な価格が高騰していることが進行している中で、目先の部分は御支援を考えていただかなければいけないと思っております。

その上で、資料1-1の3ページの上の方にあります課題の4ポツ目、低い収益性というところなのですが、この前に、できましたら「長期にわたる」まで書くかどうかは別にして「木材価格が低迷している」という文言を入れていただければと思っております。先ほどから様々なお話が出ている中で、これが一番の問題点であるように私も思っております。これを解決できれば、様々な問題がかなり解決してくるのではないかと思っております。

次に、5ページ目の下の国有林のところ、これも非常にありがたいことを書いていただいていると思っております。国有林が地域の森林・林業施策の課題解決をリードし、地域の市況等を考慮した国有林材が機動的に供給ということが非常にありがたと思っているのですが、国有林野は地域林業を支える最大のプライスリーダーとして木材価格の引上げや地域関係者が一体となった集中的な獣害対策などを進めていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

それと、8ページのKPIのところ、森林施業面積が53万ヘクタールから45万ヘクタールに減って、今度54万ヘクタールに上がっていくことになっております。この辺の根拠や、国産広葉樹の製材・合板用材利用量が13万立米から11万立米に減って、また13万立米に増えていくところ、それと先ほど五味先生が言われた路網の整備の部分も、次に出てくる全国森林計画の方の資料で目標を追っているところがあるので、その辺も危惧しております。単に森林の蓄積量だけの増加であれば本筋ではないと思うので、その辺を教えていただければと思っております。

それと、10ページの表の一番下の部分について、もう少し注釈を書いていただいた方が、読む人にとって分かりやすいのではないかとと思うのですが、いかがでしょうか。

ほとんどお願いですが、よろしくお願いいたします。

○立花会長 ありがとうございます。

続きまして、大内委員にお願いして、その後に河野委員にいきたいと思います。

大内委員お願いいたします。

○大内委員 大内です。よろしくお願いします。

私も事務局の方に御礼を申し上げます。よくできた森林・林業基本計画だと思っております。その中で気づいたところだけお話し申し上げます。

資料1-1の2ページのポイント1で、都市の木造化、CLT等の製品輸出と書かれておりますが、CLTというのは海外製品に対応できるのかと。それよりも10ページにあるとおり、製材や合板の生産が多い製品を輸出量と明記した方が良いと思います。何でいつもCLTが先に出てくるのかと思います。国内では製材や集成材、それから合板・LVLを輸出すると良いと思います。CLTは、海外のほうが安いと言われているので、これを輸出するのは厳しいと思っております。輸出するのであれば合板、LVL、製材用や集成材など、生産量の多い製品を明記した方が良いと思いました。

次に、3ページのポイント2のゾーニングのところ、集積・集約化の加速化で、外縁確定型で、外周を確定させて効率はよいと思いますが、世代交代など、これは将来にトラブルにならないのか、その辺の進め方について十分注意が必要かと思っております。最初は、その当時の所有者はいいけども、世代交代すると、後でうちの境界がどうといったトラブルの原因になるので、外周を確定するのであれば、集約化して事業を進める中で、青線も一緒に確定させることも進めた方がいいと感じたので、その進め方についてお聞きしたいと思います。

また、話がずれるかもしれませんが、次の世代の方々が引継ぎが難しい、山を売りたい、または寄附をしたいという小規模な所有者が、そのために受入先として、以前も言いましたが、例えば田んぼなど中間管理機構で、田んぼの取引などを仲介している機構があるのですが、林業でも森林中間管理機構などを置いて、困っている人のために寄付を受けて方向をぜひ進めていただければと思っております。その辺を進め、小口を集約化し森林整備や希望する所有者に売却をする組織が必要と思っております。

それから、先ほど来出ている合理的な価格形成とありますが、補助金を頂いたほかに再造林負担ができない価格です。例えば、持続可能な山元価格の早期実現などと改めるとか、山元価格の復権など、合理性をカッコいいとは思いますが、辞典で調べますと妥当な価格という意味にも取られますので、その辺についても曖昧な表現なのでもう一度検討願います。

あと、4ページのポイント3で、花粉の少ない森林への転換とありますが、無花粉苗も進ん

でいると思いますので、国民からの期待に応えるためにも無花粉苗への転換も入れてはと思います。また、花粉症対策での皆伐や再生林を進め、ラジオ放送などで啓発を促していますが、ラジオを聴いて問合せが多いです。花粉症対策で伐採するとha35万円もらえることや、地区外の方々も聴いて、ha35万円もらえるんですかという電話もあるので、これについては花粉対策は、国民病でもあるので、区域を設定せずに、花粉症対策をしていただければと思っております。

以上です。

○立花会長 ありがとうございます。

続きまして、河野委員お願いいたします。

○河野委員 河野でございます。オンラインで失礼いたします。質問はございません。

新たな基本計画策定に関しては、丁寧に議論を重ねて計画案を練り上げていただいております。担当課をはじめとして関係者の皆様に敬意と感謝を申し上げます。

その上で2点今後への期待を申し上げます。

まず概要の10ページで、国民目線を意識したK P Iを設定し、分かりやすく到達点を整理いただいたことで計画がとても身近に感じられますし、森林・林業に対する私たち国民の理解をより深めるという国の意向が打ち出されたことを評価しております。その中で、木育、森業というのは魅力的なキーワードですが、具体的に何を行うのか、行えばいいのか、ぜひ普及促進のための手引書等を充実させて、国と自治体等が先頭に立って、例えば食育くらいの認知度を目指して進めていただきたいと思います。特に、教育関連分野の公共調達において、国産材をフル活用して木材の良さを社会に積極的に見せていく手法を取るべきと思います。長く行われている緑の募金活動なども、SNSの活用など時流に合わせた手法に見直すことも必要かもしれません。

2点目は、このところ中東情勢の影響を受けて、石油を原料とする製品や燃料の供給不安が大きくなっていますが、新たに考えてみると、木材とそれを活用する各産業も、私たちの日々の生活に大きく貢献していますし、社会全体が森林資源とその活用に関する我が国のポテンシャルの高さを理解できるようになってほしいと思います。今回も様々なサプライチェーンの上流・中流にいらっしゃる方が、消費者の意識改革が大事だと御発言されていますし、私もそのとおりだと思っています。

自給率の高い国産の資源の最大限の活用という、究極の安心・安全を実現するために、本計画がしっかりとした予算の裏づけの下で着実に実行されること。そして、都度適正なモニタリ

ングを行うことで、今回付けてくださったとてもすてきなサブタイトルどおり、百年つづく「森の国・木の街」の実現につながることを心から期待しておりますし、消費者もそれなりの行動変容をしっかりと考えていかなければと思っております。

私からは以上です。

○立花会長 ありがとうございます。

それでは、事務局の皆様から御回答をお願いできればと思います。

順次お願いできますでしょうか。

○横山企画課長 まず私から御説明したいと思います。

澤田委員からどうしてこのサブタイトルが付いたのか、どういう思いが込められているかという解説をつけた方がいいのではないかというお話いただきました。五味委員からも、前置きのところで触れた方がいいのではないかというお話もいただいたところでございます。どういう付け方がいいか、工夫をしていきたいと思いますが、解説をさせていただくことを考えたいと思います。

同じく澤田委員からK P Iについて、情勢の変化等に応じてK P Iを変更することがあることを注釈などに記載した方がいいのではないかとお話しいただきました。このこともどう書くことができるのか、よく検討させていただきますが、何らかの工夫をしたいと考えております。

あと国民視点の概要の10ページの資料も、しっかり使っていきたいと思っております。基本計画の普及、広報に当たっては工夫をしていきたいと考えてございます。

それから、上月委員からいただきました概要資料の3ページの右上の課題というところがございすけれども、低い収益性のところに木材価格の長期の低迷ということが書けないかというお話ございました。価格に関しては、同じ課題の一番下のところで、「再造林が考慮されておらず、輸入材主導の木材価格」と書かせていただいているところでございすけれども、長期にわたるといったところがニュアンスとして伝わるように、表現については再度工夫をさせていただきたいと思っております。

それから、同じく上月委員からこの概要資料の10ページの国民視点の資料のネット・ゼロのところにも、もう少し分かりやすい注釈が必要なのではないかというお話もいただきました。確かに分かりにくい部分もあるかと思っておりますので、もう少し工夫をさせていただければと思っております。

それから、大内委員から価格形成の話について御意見をいただきましたが、先ほど御説明い

たしましたとおり、ここで申し上げている合理的な価格形成というのは、木材製品から得られた利益が、森林所有者を含む川上・川中・川下をしっかりと適切に還元をされていくという姿を合理的という言葉で、意図を込めて書かせていただいておりますので、そこについてはしっかり伝わるように説明を重ねてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○立花会長 横山課長ありがとうございました。

ほかには、石井課長お願いします。

○石井経営企画課長 経営企画課長でございます。

五味委員から生物多様性の在り方について、5年先を見据えながら検討してはどうかというアドバイス、提案を頂いたところです。生物多様性については、まだ取組が緒に就いたといえますか、様々な議論がされているところです。昨年度の白書においても、特集として国際的な流れや、国内の情勢、また今後の取組というものをかなり詳しく今の段階で整理できるものは整理できたと思っています。

こういった取組を具体の施業なり森林の管理に落とし込んでいくことが、まず大事であり、そういった取組の中で、次にどういうアクションを起こしていくのか検討していくものと考えております。そういった意味では、まずリードできるのは国有林だと認識しておりますので、今回、基本計画の本文の中に、多様性の高い森づくりということで、全体の森林の配置のみならず、個別の施業についても様々な取組を行っていこうと思っております。そして、この施策を今後具体化していくにあたっては、管理経営計画の変更を目指して、様々な政策を具体的に落とし込んでいく、検討をすることを考えておりますので、引き続き様々なアドバイスをよろしくお願ひしたいと思ひます。

また、大内委員から、国有林に対する御期待を頂きました。誠にありがとうございます。この点につきましても、46ページの本文にもございますが、私どもの国有林は全国的な組織・技術力、豊富な森林資源を持っておりますので、そういったものを活用し、民有林の支援等を通じながら、地域の森林・林業施策の課題解決をリードしてまいりたいと考えております。

そういった意味で、これまであまりございませんでしたが、国有林のパートの中で、林業・木材産業への貢献ということを出ししており、林業経営体の経営基盤の強化、地域における持続的な木材生産ということで、今までと少し切り口を変えた項目を追加しており、こういった取組を引き続き行ってまいりたいと思ひます。新しい施策についても今後検討してまいりたいと思ひます。

○立花会長 ありがとうございます。

ほかにはございますでしょうか。難波課長、お願いします。

○難波木材利用課長 木材利用課長でございます。

大内委員から、製品輸出についてコメントを頂きました。委員のおっしゃるとおり、これまで政府としては輸出拡大実行戦略に基づきまして、製材と合板を重点品目として位置付けておりました。例えば製材につきましては、アメリカでツーバイフォーの部材として強度が認可されたということで進展しているところでありますし、これを踏まえて引き続き合板についても今様々な試験等をしておりますので、製材等が中心というのは委員の御指摘のとおりであります。一方で、非常に目標としては高い輸出の目標を掲げておりますので、これから新しい分野に取り組んでいかなければいけないということで、今回初めて基本計画でCLTに関して、例えば市場調査や、そういったことに取り組んでいくことを位置付けたところでありますので、今後新しく取り組むという我々の意気込みということでCLTを前に書かせていただいているところでございます。

それから、河野委員から木育についてコメントいただきました。木育につきましては、これまであまり基本計画で取組等を書いていなかったところでありますが、やはり、これから国民の理解という意味でしっかり取り組んでいく必要があるということで、委員御指摘のとおり、まだまだ食育に比べますと知名度は低い状況にありますので、そういった普及啓発も必要でありますし、これまでなかなか文部科学省等と連携できていなかった面もございますので、今回の基本計画にはこういう文科省をはじめとする関係省との連携や、学校教育における取組を充実させていきたいと考えてございます。

○立花会長 ありがとうございます。

お願いいたします。

○土居計画課長 計画課長です。

五味委員から御指摘がありました森林整備と治山は一体的な記述というところですが、本文13ページの2行目以降、国土強靱化のところ、「治山対策及び再造林や路網の強靱化等の森林整備を加速する」と、こういう方向を示した上で、後ろの施策について、それぞれ森林整備と治山のことを書いて連携しながら進めている、そういった構成で書いているところでございます。

上月委員から御指摘がありましたKPIの関係で、森林施業の面積の推移に関するお尋ねがありました。53万ヘクタールから45万ヘクタールに落ちているところについては、過去から今

までの変化ということで、年齢が上がるに従って保育に係る高齢級の面積が減ってきていると、そういうものに伴うものということではありますが、今後増えていくところは、そうした高齢級化が進んでいる中で、林業適地における再生林をしっかりと進めていくところでもありますので、それに伴う保育範囲も増えていくことで再度増やしていく、このような形で示しているところでございます。

以上です。

○立花会長 土居課長、ありがとうございました。

増山課長、お願いします。

○増山森林利用課長 森林利用課でございます。

大内委員からございました外縁確定型がトラブルの元にならないのかという御意見でございます。

今年の4月から森林経営管理法の改正が施行されましたが、それに向けて森林集積・集約の実証の取組を全国の合計34か所で実行しております。この中で外縁確定型ですとか、所有権移転、所有者不明特例などを進めているのですが、34か所のうち外縁確定型に取り組んでいるのは22か所あり、かなり関心が高いということでございます。ただ、その中で将来的にこのまま進めていいのかという声があることを我々も認識しておりますので、こういった形であればこれが適用できるのかということについては引き続き検討して行って、何らかの形でお示できるようにしたいと考えております。

それから、所有権移転で中間組織的なものということですが、今回の本文においては24ページの中で、この集積・集約化の加速という項目の中に、「所有権も含めた長期間経営し得る権利の設定や移転」と書かせていただいております。集約化構想を作成した際に、所有権移転をすることによって嘱託登記ができる、そういった措置も盛り込まれておりますので、まずはこういった経営管理法の下での所有権移転を必要な場合に進めていくということが基本と考えておりますが、民間同士で既に所有権移転の取組も進んでおりますので、この辺はいろいろ注視をしていく必要があると思っております。

それからもう一点、花粉症対策についての御指摘もございました。今回の基本計画には28ページの中に記載がございます。「花粉の少ない苗木の生産拡大等により花粉の少ない森林への転換を図る」ということございまして、この中の「花粉の少ない苗木」の「苗木」という中には、もちろん少花粉ですとか、無花粉も含めて進めていくということ考えているところがございます。

それから、林相転換です。ラジオでPRさせていただきまして、いろいろ反響が大きかったということも聞いております。そういう意味では非常に良かったと思います。どのように森林所有者へアプローチをしていくのかという意味で、こういったラジオ等の媒体を使うことは有効だと考えており、所有者に協力金をお支払いするという事業なんですけれども、スギ人工林伐採重点区域というものを県に設定していただいて、そこに集中投資をすることでございます。現在、スギ人工林、全国で約100万ヘクタール設定されており、必要に応じて設定の在り方も含めて検討していければと考えております。

それから、河野委員から、森業は何をやればいいのか分からないということの御指摘あったのですが、木育も併せてですけれども、これから森業って何なのかということをしっかり理解いただけるように普及活動していきたいと思っています。

最後に1点、河野委員から生物多様性について、先ほど経営企画課長からもありましたが、検討会という意味で申し上げますと、令和5年12月に生物多様性保全の森林管理の在り方に関する検討会というものを立ち上げて検討してまいりました。林政審の場で御報告できておらず、情報提供を十分できていなかったのですが、森林生態系における生物多様性に関する評価手法の開発に係る検討会というものも現在進めておりますので、このあたりの進捗についても報告できるようにしたいと考えております。

以上でございます。

○立花会長 諏訪課長お願いします。

○諏訪整備課長 整備課長でございます。

先ほど五味委員と上月委員から路網についてお話を頂きました。

まず五味委員からは、KPIのところがございます「路網の整備により効率的な利用が可能となる森林の資源量」のところについて、これはどういうものなのかということだと思っております。これは路網の延長だけではなくて、その一番上のKPIにある「効率的施業区域等の面積」がございますが、路網の整備などと併せて、効率的施業区域の設定もします。そういうことと、資源量も成長により増えてくる。それを掛け合わせて、路網の効果だけではなくて、その区域の設定等と併せた複合的な指標にしておりますので、路網の延長だけとはまた違うものとなっております。

これについて注釈などがあった方がいいというお話もあったと思いますが、そこについては先ほど企画課長の方からお話もあったように、全体の中でKPIの説明で考えさせていただきたいと思っております。

また、上月委員からお話でしたが、全国森林計画のときに私から説明させていただきます。

○立花会長 はい、お願いします。

○川原木材製品技術室長 たびたびすみません。木産課です。

澤田委員から産地への共感というところは、本文の書き振りは検討させていただきますが、いずれにしてもガイダンスが大手の設計事務所やゼネコンなどがお読みになったときに、産地への共感を覚えるものであることは非常にいい姿だと思いますので、御意見をしっかり私も受け止めたいと思います。

広葉樹の件につきまして、上月委員から御質問ございました。今、林野庁の中で、広葉樹に関するプラットフォームという検討体制を構築準備中でして、広葉樹の高付加価値化ということに向けて、業界を巻き込んで取り組むということで、令和9年度春を目指してプラットフォームの構築を検討している状況になっております。こういう場も利用しながら、広葉樹、単に普通の燃料材ではなくて、高付加価値化を広葉樹でも目指していきたいという思いで、こういう形にさせていただきました。

以上でございます。

○立花会長 名簿の順と言いながら、実はこの座席の順で回しておりまして大変失礼いたしました。途中で飛んでいることが今分かりました。大変失礼しました。この後は安藤委員、佐藤委員、小野委員及び斎藤委員からの意見書という形で進めさせていただきます。大変失礼いたしました。

安藤委員からお願いいたします。

○安藤委員 安藤です。今日はありがとうございます。

サブタイトルの件やKPIのフォローアップの件等々お話出たので、そのあたりはフォローしていただくということで、私から確認を二つお願いしたいと思います。

一つは、参考2の路網整備検討会の資料の(1)のアのところでも重要な点が三つ書いてあると思うのですが、ここのところで「重点化。加えて、整備を迅速化するため、既存の路網の活用も推進」ということで、伐期を迎えている木が多いこともあると思うので、ここの部分は先に急いで伐って出して、林業もしくは森業というものを高めていくことにしないと、物が出てこない限りなかなか商売にならないという方も結構いると思いますので、付加価値を高めながら物が出てきていることをするためには、路網の整備は確実に迅速に早めに必要ということで、早めに進めてもらえればと思います。

もう一点は、参考4の資料で、パワポの5ページのところに、新素材の開発ということで、リグニンなど様々ありますが、現在の中東状況を踏まえて、石油がないということで、実は手前どもの会社でも、今大変苦しんでいるところで、失礼な言い方になるかもしれませんが、新素材といつまでも言わずに、本当にやらないと日本の国自身もたないかもしれないと思いますので、林野庁を中心に林業のサポートが必要だったり云々ということであれば、お金をかけて開発をさせることを進めさせることが必要なのではないのかということと同時に、フルにカスケードで利用するという本当の目的になっていくのではと思う次第です。

以上であります。ありがとうございます。

○立花会長 ありがとうございます。

続きまして、佐藤委員お願いいたします。

○佐藤委員 私はまさに、末端の林業が盛んな町の代表ということで、この会議に参加させていただいていると思いますが、この計画を拝見し、私たちが感じていることを事細かく、漏れのないような形でまとめていただき、私自身も非常に読みやすいと思いました。

PRをしていきなさいという御意見が多数あったと思いますが、その中でつけられた、百年つづく「森の国・木の街」というタイトルは、非常によいものだと感じており、大変うれしい思いをする言葉をつくっていただいたと思います。

これに合わせてではありませんが、昨日私の町で「森の国・木の街」づくり宣言式をやってまいりました。林野庁で、こういったことを広くPRをしていこうという流れの中に乗りまして、宮崎県の町村会では、全町村で活動を盛り上げていくという意思統一もしております。

冒頭長官からありましたが、林業が昔のマイナーな立場から変わってきているのではないかという思いもしております。私の町では、以前はスギが立米3万円もした時期もありましたが、今は1万円ほどです。当時、3万円もすれば、その山を持っている方はうらやましがられる。子供を大学にやり、家を建てて代々暮らしていく。しかし、木材価格が安くなった中で、逆に多くの山を持っているところは大変苦勞をするという状況でありまして、相続はなかなか難しく、小さい林家は相続もせず、町などに山林の管理を担っていただけないかという話も出てきている状況であります。

その一番の原因は何かというと、やはり林業が経済的に成り立ち、その地域がやっつけられる形がまだまだできていないことにあるかと思えます。林業の振興を誰がやるのかといえば、人がやるわけでありまして、そのためにはやはり賃金、それで暮らしができて、子供たちを学校に行かせられる、そういう賃金体系がないと、やはりそこで暮らしてはいけないと思って

います。

そういう中で今回の計画では、産業並みに賃金を上げるという目標を掲げました。うちは他の自治体に比べると林業関係の仕事をしている若い人たちもいます。この賃金を上げるという話をすれば、彼らの力にもなろうと思うので、大変うれしく思っています。

この計画を基に、林業が発展をし、そしてその地域が成り立っていくということが、日本という国土やその地域を守っていく基盤ではないかと思えます。森が荒れて日本が成り立つはずはありませんので、この計画に基づいて、林野庁で具体的なそれぞれの施策をさらに進めていただいき、百年つづく「森の国・木の街」づくりを広く国民運動の様な形でしていけば、日本の林業は再生していくのではないかと、今日の委員の方々のお話を聞きながら大変力強く思いましたので、今後ともよろしくお願いをしたいという意見を申し上げさせていただきます。

ありがとうございました。

○立花会長 ありがとうございました。

小野委員お願いいたします。

○小野委員 すみません。今日はそちらに伺いたかったのですが、現在、山梨県小菅村で森業の推進中のためオンラインで失礼させていただきます。

私の方からは2点ほどあるのですが、まず、基本計画の本文について、前回までの審議における意見を反映いただきまして、どうもありがとうございます。特に多面的機能の評価について、効果を定量的に把握する手法について調査を進めると記載いただけたことがとても嬉しく思っております。

まず1点目ですが、意見です。

先ほどの意見で、本文の前書きのところの内容で、川下からの視点を述べているのがとてもいいという意見があったのですが、私は、この前書きを読んで、違和感があります。これまでの基本計画の前書きなどが、国民生活に様々な恩恵を与える緑の社会資本であると、我が国の森林は社会資本であるというところから始まっていたことに慣れてしまっているのもあるかもしれませんが、森林・林業基本計画の冒頭の前書きには、国民生活を支える重要な資源であるということや、先ほど五味委員や澤田委員の発言にもあったように、我が国の森林は百年先の豊かな未来を支える我が国の資源であることなど、全体像を先に入れていただけた方が読みやすいのではないかと感じました。こちらは意見でございます。

2点目は質問と意見です。

今回の基本計画には、森業という施策提言が入っていること、大変期待をしております。こ

れまでの基本計画の中に、新たな山村価値の創造があつて、その中に森林サービス産業というものがありまして、森林の空間利用などが入っていたのですが、それだけでなく、今回の森業にはJ-クレジットや生物多様性など、より広い位置付けとして提言いただけることが、企業等も関心を高めやすいと感じています。

今回は新しいキーワードだと思うので、先ほど増山課長からも、どのように推進していくかは検討中ですという話がありましたが、内容を拝見すると、前基本計画の新たな山村価値の創造のより広い視点で山村振興を発展させる内容だと感じました。現在の基本計画の本文では、情勢の変化として、地方みらい共創戦略から森業が推進されたことが書いてあったり、その後、第3の1の森林の有する多面的機能の発揮に関する施策の中の31ページ、32ページに、森業等の推進による山村地域の発展について記載されていますが、前基本計画との関連性については特に記載がないので、新しい施策のように見受けられました。

質問としては、この森業の位置付けというのが、これまでの新たな山村価値の創造における森林サービス産業等の取組と別ものとして、新しい企画として掲げるものなのか、それとも延長上にあるものという位置づけにするのか、そのあたりのお考えをお聞きできればと思います。

私の考え、意見としては、前基本計画の方針との関連を感じられる記載があるといいと感じました。理由としましては、森林サービス産業の取り組みは、林野庁でもこれまで推進してこられていたと思います。森林サービス産業推進地域というのを登録し、ホームページに記載されていると思うのですが、58の市町村が登録をして林野庁のサイトに紹介されています。森林と企業のガイドブックというのを作成しているなど、関係人口や交流人口を生み出す土台が出来始めているように感じています。

なので全く違うものというよりは、既に関わっている、何か取り組まれている市町村があるという前提でいうと、例えばこの前期基本計画に基づく主な施策の評価と課題などにこれまでの施策の評価を記載して、さらに広い視点で山村振興の取組や多面的機能の発揮に貢献していく必要がある。その中で森業という新しい推進を位置付けるなど、少し関わりがあると、これまでサービス産業に協力してきた市町村が、さらに引き続き山村振興の新たな枠組みとして森業の推進に前向きに参加しやすいのではないかと感じました。

私からは以上です。

○立花会長 ありがとうございます。

最後に斎藤委員からの意見書を私の方で代読させていただきます。

皆様のお手元にも準備されていると思いますので御確認ください。

斎藤委員からは、（５）木質バイオマスの利用、ア、マテリアル利用についての箇所となります。「木質系新素材の活用は、循環型社会の実現、2050年ネット・ゼロへの貢献等、政策的にも重要な意義を持ち、その社会実装を後押しする方向性に賛同いたします。また「木質系新素材の社会実装ビジョン」を踏まえた記述として、改質リグニンやCNFに言及されている点につきましても、現時点における代表的な取組例を示すものと理解しております。

一方で、科学技術分野全般に共通する点として、個別の技術領域が発展していくためには、業界分野や周辺領域を含めた多様な取組が並行して進展することが不可欠であり、特定のアプローチのみが突出するとともに、裾野の広い多様な研究視点がエンカレッジされていくことが長期的な発展につながるものと考えられます。

木質系新素材分野においても、多様な技術的発想や異分野との連携が生まれやすい状況を確保していくことが重要であると考えます。

そのため、審議会外の関係者が当該記述を参照した際に、特定の技術体系に限定したメッセージとして受け取られることのないよう、その他の構想やアプローチについても広く涵養していく姿勢を読み取れる表現となっていることが望ましいのではないのでしょうか。特に地域ごとの木質資源の特性や産業構造を踏まえた高付加価値利用を進めていく観点からは、幅広い原料、技術的選択肢が開かれていることを示しておくことが関係者の参画意欲の向上にもつながると考えます。

この点から改質リグニンやCNFを先行的・代表的な例として位置づけつつ、「これらに限らず」、「代表例として」などの補足的な表現を加えることで、現行の方針や重点を変更することなく、多様な取組の可能性をより明確に示すことができるのではないのでしょうか。

今後の活発な発展や分野全体の健全な発展の観点からも、こうした点についても御検討いただければ幸いです」というものでした。

以上4名につきまして、事務局からの御回答をお願いできますでしょうか。

○横山企画課長 まず私の方から、前書きの件について小野委員から御意見を頂きました。御指摘のとおり、森林の有する多面的機能の発揮ということと、林業・木材産業の持続的かつ健全な発展という、これも森林・林業基本法の二つの大きな重要テーマでありまして、どちらも重要と考えておりますが、一方で、この前書きをこのような構成にさせていただいた心としては、新しい森林・林業基本計画、前の計画からの変更点、あるいは売りというところを言うと、やはり近年の木材利用に対する機運の高まり、これをきっちり捕まえて追い風にして木材需要をつくっていくところと、その需要に対応してしっかり供給力の強化を図っていく。そしてそ

の供給が持続可能となるように、しっかり収益が山元に還元されていくような強靱なサプライチェーンの構築をしていくという、木材需要を出発点とした全体構造です。ある意味、成長戦略的な視点でストーリー性を持って語っていくことが、基本計画を作成するだけにとどまらず、それに基づく施策の充実につなげていける一つのポイントになるという思いを持って書かせていただいております。

森林の有する多面的機能発揮の部分についても、2ページで森林が緑の社会資本であるということも含めて書かせていただいているところでございますので、そういうことで御理解を頂ければと思います。

○立花会長 増山課長、お願いします。

○増山森林利用課長 森林利用課でございます。

小野委員から森林サービス産業と森業の関係について御指摘いただきました。ありがとうございます。

森林サービス産業については、推進地域を自治体レベルで指定することによって推進してまいりました。そういう取組が広がってくる中で、様々な成果はあったと考えております。

一方、基本計画においては山村地域の内発的な発展という文脈の中で、これまでの森林サービス産業を取り上げていたのですが、現状において山村の厳しい現状は続いているので、やはり何らかの新しい取組も必要ではないかと思っております。そういう中でこの地方みらい共創戦略が出てきて、その文脈の中で森業が出てきたと考えております。

サービス産業のこれまでの評価を基本計画の中で書くところまでは、なかなか十分分析ができておらず、難しいのですが、一つ申し上げるとすれば、やはり都市と森林の関わりという点で、様々な形が出てきた。小野委員が小菅村にいらっしゃるように、木材関連企業を呼び込んで研修をして、ウェルビーイングという文脈の中で、チームビルディングなどの取組が広がってきておりますし、それから森林Jークレジットのような新たな収益源が生まれたので、そういうものはやはり一体的に考えていって、単に人を呼び込むだけではなくて、その森づくりにつなげていく、そこが新しいポイントだと考えております。

そういう意味で、本文32ページの中で8行目から「森林サービス産業に加え」と表現させていただいて、そのことを意識してございますので、これまでのサービス産業は評価しつつ新しい要素を取り組んでいく。これが森業なんだということをしっかり説明していきたいと考えております。

○諏訪整備課長 整備課長でございます。

先ほど安藤委員から、路網検討会の資料について言及いただきました。注目いただいております。ありがとうございます。検討会をした甲斐があったと思っております。

路網の迅速化ですけれども、本文にも書いておりますが、単に開設だけではなくて、今ある林道を使って、大型車が通って木材をきちっと出していける、そういう視点も大切だと思っておりますので、そういうことも含めて開設、改良、改築で、バランスを取って木材の安定供給も含めてしっかり対応していきたいと思っております。

○立花会長 お願いいたします。

○城研究指導課長 研究指導課長でございます。

安藤委員からリグニン等の木質系新素材について御意見ありました。委員のおっしゃるとおり、木質バイオマスのマテリアル利用は、石油代替の資源であるという点でも、有利性に加え、必要性も高まっていると思っておりますので、民間企業、それから研究機関、こういったところと産学官連携しながら、しっかりそのビジョンも踏まえて、開発と実装化ということを支援をしていきたいと考えております。その旨、基本計画にも書かせていただいております。

その上で、斎藤委員から先ほど意見書で御紹介いただくとおり、リグニンやCNF以外にも多様な素材について開発・実装を進めていきたいと考えておりますので、より分かりやすい表現になるか検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○立花会長 以上でしょうか。

横山課長、増山課長、諏訪課長、城課長、ありがとうございました。

これで一通り皆様から御意見、御質問等いただきました。どうもありがとうございました。

私から補足と私なりに感じていることをお話しさせていただきます。まず合理的な価格なのですが、実は前回の林政審で発言してから、農林水産省のホームページを見たところ、農林水産省では各農産物に対する適正価格を検討する委員会が立ち上がっていました。でも、結局、基本計画の中では合理的な価格という文言が使われているということでした。その合理的な価格については、需要と供給で決まっていくわけですが、供給側からすると、しっかりと費用がそこに含まれて形成されていることを前提としていることと理解しました。

ですので、日當委員、澤田委員、大内委員に御発言いただきましたけれども、この部分は林野庁の皆様が今後説明する中で、合理的価格はこういうものだということをしっかりと国民の皆様へ御説明していくことによって、先ほどのガイダンスの話ではないですが、最終の消費者、需要者が、木材価格に林業経営のところの費用もしっかりと含める形で支払う方向性に行くこ

とを期待したいと思います。ですので、合理的価格をこの中では示していくことになるのでいいのではないかと私としては思っております。

あと、皆様がおっしゃったとおり、今回の基本計画ですが、私は最初に非常に力強さを感じました。林野庁の皆さんがK P I ですごく思い切った数字も出しておられますし、今後こうやっていくんだという方向性が示されていて、その意味では非常にメッセージ性も強いし、大変内容の濃い基本計画になっていると思います。

今回の基本計画は、前回に比べて10ページぐらい増えています。どこが増えているかということ、一つには、前基本計画に基づく施策の評価等があり、その部分はかなり充実しているのです。前回の基本計画のときに、前の計画をある程度振り返った上で、できているところ、できないところを踏まえて新たな計画をつくることにしませんかということが、審議会で意見として出されました。そういったことも林野庁で検討して下さったと思います。

ですので、しっかりとP D C Aを回しながら、新たな計画をつくり、その中にK P Iを含めて今後の進捗をしっかりと明示的に示していくこととなりますので、その辺も今後に大いに期待したいと思います。

平井委員が御提案して下さったサブタイトルについて、先ほど澤田委員をはじめ何人かからお話があったように、せっかくだからこの意図するところは何か、最初に一文、二文つけるだけで私は十分かと思うのですが、それがあると良いと思います。これからの5年間はこういう方に行きます、だからこのサブタイトルをつけていますということがあると、大分、読む側もそういった思いを酌み取りながら読めると思いますし、それを施策に生かしていけることになると思いますので、ぜひ検討をお願いできればと思いました。

あと、先ほど小野委員からの御意見のところですが、ほかの委員は、こういった前書きでいいのではないかという御意見だったように思います。最初に読むと、小野委員のような意見を持つ部分はあると思うのですが、今回は、しっかりと買う側がそれなりのことを考えて買ってください、そして林業を持続的にできるようにしていきましょうということなのだと思います。ですので、このことをしっかりと伝える形になっています。これまで前計画は新しい林業でしたので、山側をしっかりと、新たな林業をするためにみんなで頑張っていくまいよということだったのですが、今度は買う側の皆さんに対してアピールをしていくということなのだと理解しています。ですので、そうした意味を込めて、こういった形でよろしいと思います。

そして、中島委員がさきほどおっしゃった、百年後は恐らく多様な森林ができるはずです。人工林の一斉林で行くところ、多様な樹種、樹齢から成る天然林があって、その中で木材を生

産するところもあれば、さらに地域に即して銘木を生産するところもある。そうすると林業も多様となり、一様ではなく幾つかのパターンができてくると思うので、そうした百年後の姿に対する第一歩になるような、基本計画になっていると個人的には感じています。

ですので、これからパブリックコメントということになりますが、国民の皆さんから様々な意見を出していただきながら、最終的な案にとまとまっていければなと思っているところです。

ということで時間がかかり押しまいました。すみません。

ということで、私の取りまとめということにさせていただきます、議題の2に移らせていただきます。この後に休憩を入れさせていただきます。

全国森林計画の変更について、土居計画課長から御説明をお願いいたします。

○土居計画課長 計画課長です。

全国森林計画の変更につきまして、資料2-1、A4の横の資料がありますが、こちらは概要資料になっておりますので、こちらと資料2-2全国森林計画の本文案、こちらを両方使いながら説明をさせていただきます。メインは資料2-1横紙でいければと思います。

では、2-1をおめくりいただきまして、1ページを御覧ください。

「全国森林計画」について、左側にありますが、全国森林計画、農林水産大臣が森林・林業基本計画に即しまして、5年ごとに15年を1期として立てる計画です。

右側、体系図を示しております。

全国森林計画の下側にぶら下がっていますが、民有林については都道府県知事が立てます地域森林計画、これは冒頭に小坂長官からもお話ありましたが、158の森林計画区で立てられますけども、こうしたものの指針になるということで、森林・林業基本計画で示します目標の達成に向けた森林の整備などに関する目標、そして留意事項、全国44の広域流域ごとの伐採材積、こうした計画量を定めております。現在の全国森林計画は、令和6年度から令和20年度までの15年の計画となっており、今回御議論いただきました森林・林業基本計画について様々な変更がありましたので、これに合わせた見直しを行う必要があるということでございます。

続きまして2ページを御覧ください。

基本計画では右側に示しておりますが、目標の示し方を人工林、天然林、そして天然林の中に利活用などにより機能の維持増進を図る天然林という区分に見直すこととしておりますので、これを踏まえて全国森林計画の目標の示し方を見直すところでは。

左側に変更の内容を続いて書いてありますが、基本計画では木材の供給量の目標についても見直しを行いますので、伐採材積、造林面積などの計画量の見直しも行います。

これについては、次の3ページで説明したいと思います。

内容の部分ですが、基本計画を踏まえて、林業適地における主伐後の再生林や森林経営計画の作成の推進、そして生物多様性保全の一層の推進、そして野生鳥獣対策、林野火災予防対策の推進、こうしたところを本文でも書いておりますので、こちらについては本文の資料でも御紹介をさせていただければと思います。

それでは、資料の2も参照していただきながら御覧いただければと思いますが、林業適地と森林経営計画については、本文資料の2ページをお開きいただければと思います。

森林整備及び保全の基本的な考え方をここで示しておりますが、12行目以降を御覧いただければと思います。少し飛ばしながら読みますが、林業適地については、特に効率的な作業が可能な森林の区域の設定と森林経営計画の作成などを積極的に推進することで、植栽による確実な更新を行い、人工林を維持するなどしております。

さらに13ページに、森林施業の合理化に関する事項というのがありまして、こちらにおいても同様の事項を示しております。

続いて生物多様性の保全の一層の推進ですけれども、こちら8ページをお開きいただければと思います。森林の立木竹の伐採、造林、間伐、保育に関する事項を示しております、多様性については12行目以降になります。伐採面積の縮小、分散そして尾根筋の保護樹帯の設置、溪畔林の保全など具体的な取組の記述、こうしたものを充実させております。

続いて野生鳥獣対策と林野火災予防対策ですが、19ページになります。森林の保護に関する事項の中になっておりまして、野生鳥獣は18行目以降に書いております。

記述ですが、林業や里山の整備など人為活動を活発化させる。そしてクマに関しては、クマ被害対策パッケージを踏まえた対応を行う。こうした旨の記述を追加しております。

林野火災対策は、同じページの25行目以降になります。大船渡市の林野火災を踏まえた検討会の報告、これを踏まえまして、火入れ制度の周知など林野火災に係る広報・啓発の強化、延焼しにくい多様な林相への誘導、消火活動にも資する林道などの整備、そして被災森林の早期復旧、土砂流出防止対策などを行うとしております。

このほか、主伐や間伐、造林などの施業上の留意事項について、地域森林計画の指針としての記述も行っております。

そして資料にお戻り頂きまして、3ページ目を御覧いただければと思います。森林の整備及び保全の目標についてでございます。

左側を御覧ください。基本計画における森林の区分の見直しを踏まえまして、全国森林計画

の森林の整備、保全目標の変更というところであります。

基本計画においては、5年後、10年後、20年後の目標とする森林の状態を示しております。これに対応しまして、全国森林計画は、計画期末が令和20年度末となりますので、それを見直したものであるということです。

変更後の計画は左の下側にごさしまして、人工林は992万ヘクタール、天然林が1,510万ヘクタール、そして利活用により機能の維持増進を図る天然林は173万ヘクタールとしておりまして、本文案では広域流域別の面積も示しております。

右側が計画量でありまして、伐採立木材積、造林面積などの計画量の変更です。計画量は15年の総量で定めており、この資料では現行計画と変更計画を比較する形で示しまして、参考として、括弧書きで書いている数字は1年分の数字、そして一番右側に（参考）実績としておりますが、過去5年分の実績の平均を示しております。

一番上が伐採立木材積ですが、基本計画の木材供給量の目標に対応して変更しておりまして、数量は現行計画からやや減少としております。

造林面積についても減少しているところですが、こちらは基本計画の木材利用量の目標が同じ数字を、年度を後ろにスライドする形になりましたので、同時期で見ると減少するということになったこと、そして試算で用いる値をNF Iの調査結果を使った推計値に切り替えましたので、1ヘクタール当たりの材積が増えた、こうしたことが背景にあります。

一方で、参考で示しております実績ベースからは上に伸ばしていく、そういう計画としております。

林道の開設量は、林業適地で重点的に整備をすることで、必要な事業量を継承しておりまして、本文では路網整備の水準なども表でつけているところです。

また、法定の計画事項ではありませんが、参考として森林施業面積として、造林、下刈り、間伐などの施業を合わせた事業量を示しておりまして、これについて本文案では広域流域別に計画量を示してございます。

要点を絞ったところでありますが、以上でございます。

○立花会長 どうもありがとうございました。

先ほどの上月委員からの質問について、諏訪課長お願いします。

○諏訪整備課長 それではお答えいたします。

先ほど上月委員からいただいたのは、資料2-1の3ページの林道の開設量のところですね。こちらの数字が、現行計画から変更計画で開設量が落ちている。そこについての大丈夫かとい

う視点だと思っております。

林道の開設量を含めた路網の計画につきましては、本文書の26ページに、路網整備の水準がございまして、これについては、前回計画、変更計画も変わりませんので、路網の整備の水準は変わらない、まずこれが大前提になってございまして、その上で今回先ほどの全国森林計画の説明や基本計画にもございましたが、林業適地に重点的にしていこうということです。これまでそうした思想はあったのですが、そういうところを中心にしながら満遍なく整備するということがありました。今回は林業適地で一生懸命に木材生産もしながら路網整備もしていこうという形ですので、林業適地に重点化する形で、より絞った内容にしたところでございます。

ただ、今の実績が年間500キロメートルございまして、まだまだ量はしっかりありますので、林道整備をしっかり実行していきます。

先ほど安藤委員から御意見があった際に、基本計画でもお答えしたのですが、昔造った道が狭くて今の木材輸送には使いづらいこともございますので、基本計画には書いておりますが、改築・改良もしっかり併せて実行していく形で、開設だけにとどまらず、今のストックをしっかり生かしていくことが、これからの林道整備の一つの方向ではないかと思っておりますので、開設量を見たら御心配いただいておりますが、しっかり路網の整備を取り組んでいきたいと思っております。

以上でございます。

○立花会長 ありがとうございます。

それでは委員の皆様から御質問、御意見があれば出していただけますでしょうか。

上月委員をお願いします。

○上月委員 全森計画の目標数値を落とすとそれに合わせて予算が減らせるのではないかという心配が一番大きいわけです。前回も話したとおり、私どもの山も当初計画で10年かければ全ての山に路網が通るという計画だったのですが、10年かかっても3分の1しかできていない状況で、さらに10年かかると、林齢が10年上がるわけですから、間伐補助金の対象からほぼすべての山が外れてしまうことになり、自力で施業しなければならないかと思っています。それが一番大きい団地なので、全国的にもそういうところがあると思うので、できるだけ予算をしっかりと付けていただかないと、施業したくてもできないことになってしまうのではないかと思っています。よろしくをお願いします。

○立花会長 ありがとうございます。

ほかの委員の方から御意見、御質問ございますか。よろしいでしょうか。オンラインのお二

人もよろしいでしょうか。ありがとうございます。

そうしましたら、上月委員から再度の御質問ですけれども、お願いします。

○諏訪整備課長 ありがとうございます。

我々も、路網整備が御心配いただく数字が下がっておりますが、路網整備は森林整備の基盤だと思っており、全くお気持ちは一緒でありますので、予算をしっかりと確保できるように、我々も開設だけではなくて、改良とバランスを取りながら、しっかり説明してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○立花会長 ありがとうございます。よろしいですか。

それでは、ここまで議題の1、2について進めることができました。森林・林業基本計画及び全国森林計画については、今後パブリックコメントに付され、その後、次回の林政審議会で検討することとなっております。よろしく願いいたします。

大変お待たせしました。3時間近く続けて大変だったと思います。私の時計で今15時54分ですから、10分間休憩して16時5分から開始にいたしましょうか。

午後3時54分 休憩

午後4時05分 再開

○立花会長 それでは後半を始めます。

議題3、令和7年度森林及び林業の動向（案）及び令和8年度森林及び林業施策（案）、いわゆる森林・林業白書となります。これについての審議となります。

これは昨年9月の審議会において諮問を受けました。それ以降、施策部会で検討いただきました。本日審議を行った後、答申を行いたいと考えております。

それでは、藤掛施策部会長から検討結果の御報告をお願いいたします。

○藤掛委員 ありがとうございます。

それでは私から報告をさせていただきます。

白書ですが、正式には令和7年度森林及び林業の動向の案及び令和8年度森林及び林業政策の案につきまして、これまで施策部会で3回かけて議論をしてきました。その経過を御報告します。

まず第1回ですが、9月2日に行いました。

この第1回の施策部会では、事務局からまず令和7年度森林・林業白書の作成方針について説明がなされまして、特集のテーマを森林資源の循環利用に向けてとすること、通常章につい

では例年と同様の章立てで記述することが提案されました。それから、令和8年度森林及び林業施策については、今検討しているものの前の令和3年閣議決定の森林・林業基本計画、これを踏まえた項目立てとすることが提案されました。

これに対しまして、委員の皆様からの意見としましては、この特集については、これまでの特集では個別の分野が取り上げられてきましたが、森林資源の循環利用の全体像を捉えようとする今回のテーマはチャレンジングでよいといったような御意見、あるいは木材利用の拡大と再造林の推進という二つのテーマをうまく関連づけて記載すべきである、あるいは川上から川下まで横断的なテーマでありまして、それぞれの内容が薄くなってしまう懸念がある一方、基本計画の変更や「森の国・木の街」の立ち上げがある中、取り上げるタイミングとしてはよいといった意見が出されました。

続きまして第2回施策部会、昨年12月10日に開催しております。

まず事務局から白書の特集のタイトルにつきまして、森林資源の循環利用の確立に向けて、そしてまた副題を木材利用と再造林をつなぐことにすることや、トピックスや各章の主な記述事項の案について御説明を頂きました。

委員の皆様からは、特集については、木材の価格の推移を示し、立木価格が厳しいという現状をしっかりと書いてほしい、また、再造林を進めるための価格形成について書いてほしいといった御意見、再造林のよい事例を取り上げてほしい、あるいは木材利用と再造林をつなぐ具体的な事例を取り上げてほしい、それから木材利用と再造林をつなぐには、川上・川下の事業者による取組だけでなく、国民意識の向上ということが大事だということで、これに関する記載を検討してほしいといった御意見が出されました。

またトピックスについては、大船渡市の林野火災などをトピックスに追加してはどうかという御意見や、スマート林業のトピックスについて、将来像だけでなくこれまでの具体的な成果やグッドプラクティスを取り上げてはどうかといった御意見がありました。

また通常章につきましては、境界明確化に向けたリモセンデータの活用をした測量について具体的に書いてほしいとか、セルロースナノファイバーを中山間地域に適した規模で製造・利用する技術の開発について具体的に書いてほしいといった要望がなされました。

それから最後に、本年2月20日に第3回施策部会を開催しております。

ここで事務局から本文の素案が提案されまして、本文を読んだ後の審議を行いました。

委員からは、特集について、合理的な価格形成について課題はありながら向かうべき方向性が書かれていると思う、スギの素材価格と山元立木価格の推移のグラフが掲載されているが、

連動するものとして製材品価格の推移も掲載してはどうかという御意見、それから、昨年のCOP30で採択された責任ある木造建築の原則の話は、今回の特集テーマに沿ったものだと思うので特集の中で記述できないか、また多くの委員から、出来上がった本文を読んで、特集について木材利用と再生林をつなぐ形でテーマを絞ってすっきりまとめられているといった御意見がありました。

またトピックスについて、スマート林業のトピックスでは、技術の実用化の部分が強調されているのでタイトルにも実用化のようなキーワードを入れてはどうか、また同じくスマート林業のトピックスについて、現場型のスマート林業機械だけでなく航空レーザを活用した資源調査等の記載もしてはどうかなどの意見がありました。

また、通常章について、1章の森林経営管理制度についての話があるわけですが、林業経営体への再委託が、頑張っているけれどもなかなか進まないという課題があつて法改正がされているという話なので、その法改正のことが書いてあるわけですが、課題についても書いてほしいといった御意見、森林環境譲与税について書いてあるところについては、国民から1,000円頂いている事実は重いので、より丁寧に記述してほしいといった意見が出されました。

またこのほか、全文を読んでいただいて、用語の定義解説を追加してほしいといったことや、読みやすさの観点から様々な御意見を頂きました。

これらの議論を踏まえた本文の記述の最終的な取りまとめと、林政審議会への報告について、この第3回の施策部会の最後に、私、施策部会長に一任されました。ということで4月の初めでしたが、施策部会長として事務局の改訂案を見させていただきまして、委員からの意見を適切に反映しており適切であると考えましたので、御報告いたします。

よろしく申し上げます。

○立花会長 御説明ありがとうございました。

続きまして、横山企画課長より内容の御説明をお願いいたします。

○横山企画課長 それでは御説明を申し上げます。

白書につきましては、お手元に資料3-1の本文案と3-2の概要版をお配りしておりますが、本日は時間の都合もございますので3-2の概要版を中心に説明させていただきます。

なお、お手元の資料につきましては、事前にお送りしたのから数値の時点更新など、若干修正が入ったところもございますので、御了承を頂ければと存じます。

表紙をめくっていただきまして目次を御覧いただければと思います。

まず特集テーマについて、先ほど部会長からお話ありましたとおり、森林資源の循環利用の

確立に向けてとさせていただきます。

施策部会におきまして、木材利用と再生林の関連性を持たせながら記載することが重要であるという御指摘もいただいたことから、副題を木材利用と再生林をつなぐという記述をしてさせていただきます。

トピックスでは、令和7年度における特徴的な動きを5つ紹介してさせていただきます。

第1章以降の通常章については例年どおりの章立てで記述をしてさせていただきます。

目次をおめくりいただきまして1ページ、ここからが特集になります。

第1節では、森林資源の循環利用がその重要性を増している背景として、気候変動や生物多様性をめぐる国際的な動きと森林・木材の役割、そして我が国の森林資源の状況等について紹介してさせていただきます。

(1)の持続可能な社会の実現に向けた世界的潮流では、右の図にございますように気候変動と生物多様性をめぐって、「パリ協定」と「昆明・モンリオール生物多様性枠組」がそれぞれ採択されて、国際的な目標が設定をされているということ、そして気候変動対策や生物多様性保全において、森林やそこから得られる木材が重要な役割を果たすことについて記述をしてさせていただきます。

2ページ目の(2)森林資源への関心の高まりでは、下の図にありますとおり、企業が気候変動や自然関連のリスクを情報開示する枠組みの整備が進んでいること、その流れを受けて、民間において森林の多面的機能や木材利用による炭素貯蔵等の効果に対する関心が高まっていること等について記述をしてさせていただきます。

なお本文書の7ページでは、施策部会での御意見を受けまして、昨年のCOP30において公表されました「責任ある木造建築の原則」についても触れておりまして、持続可能な森林経営と木材利用の促進の重要性が国際的に広く認識されていることを記述させていただいております。

概要に戻りまして、3ページの(3)我が国の森林資源の充実と利用の現状では、世界有数の森林国である我が国では、戦中・戦後の森林の荒廃に対して、復旧造林や拡大造林により人工林を造成してきたこと、現在はその約6割が51年生以上となり、本格的な利用期にあること、このような中で、建築物等への木材利用の拡大と持続性等の確保に必要な再生林の推進により、森林資源の循環利用を確立することが求められているということを記述させていただいております。

そして4ページからは第2節ということで、第1節でもその重要性について触れました木材

利用拡大に向けた取組を記載してございます。

(1) では建築物への木材利用に関する制度的・技術的な対応として、戦後の木材利用に関する環境整備の進展について記述しております。

まず制度的な対応として、右の年表にありますとおり、戦後の1950年代までは、耐火性能への要請などから建築物の非木造化が進められたこと、その後規制の合理化が図られ、特に1998年の建築基準法改正による性能規定化を機に、強度や耐火性能を満たせば、中高層建築物等の木造化が可能となったこと、2010年には、公共建築物等木材利用促進法が制定されるとともに、2021年には同法が改正されて、対象が建築物一般に拡大されたことなど、木材利用の拡大にかじを切ってきたことについて記述をしてございます。

次の5ページでは、このような制度的な対応と併せて、技術的な対応も進展してきていることを記述してございます。

木質耐火部材やJAS構造材の開発・利用が進展しているほか、CLTについてはロードマップを作成して標準的なモデルの普及等を推進していること、さらには、地方でも展開が期待される一般流通材等を活用した低層・中層の標準的な木造化モデルの普及を進めていることなどを記述してございます。

住宅分野におきましては、横架材等の国産材への転換に向けた大径材等の加工技術や、国産樹種を活用した内装材等の開発についても記述をしてございます。

その下の建築物への木材利用の進展では、制度面・技術面での環境整備が進展した結果、左下の写真にございますように、非住宅・中高層建築物の木造化、木質化に取り組む例が広がってきていること、右下のグラフにありますとおり、建築用材等における国産材の割合も5割を超える水準まで上昇していることなどを記述してございます。

次に、6ページでは(2)といたしまして、建築物への木材利用をめぐる新たな動きと対応について記述をしてございます。

現在、建築物のライフサイクルカーボン評価の制度化の動きがあり、令和10年度を目途に制度の開始を目指すとされていること、これにより他資材よりも製造時の排出量が少ない木材の利用が進むことが期待されることなどを記載してございます。

また、温室効果ガス排出量を算定・報告・公表するSHK制度の見直しにより、企業などが自ら所有する建築物に木材を利用した場合に、炭素貯蔵効果を定量化して示すことが可能となるなど、木材利用を後押しする仕組みが整ってきていることを記述してございます。

7ページでは、林野庁でも「建築物への木材利用に係る評価ガイダンス」などを公表いたし

まして、右下の図にありますような形で木材利用の効果の見える化を行う取組を促進するなど、環境整備を進めていることを記述してございます。

8ページからは第3節ということで、こちらも第1節でその重要性について触れました再造林の推進に向けた取組について記述してございます。

(1)の林業適地の選定と林業経営体への集積・集約化では、林地生産力が高く、林道からの距離が近いなどの条件のよい箇所確実に再造林を進めていく必要があること、そのためには左下の図に例示されておりますような林業適地の選定を推進するとともに、林業経営体への集積・集約化を図ることが重要であることを記述してございます。この4月に施行されました改正森林経営管理法に基づく新たな仕組みを活用しながら、集積・集約化を進めていくこととしてございます。

なお本文案22ページでは、施策部会での御意見を踏まえまして、秋田県における事例として、造林地を林業経営体に集める仕組みなどを通じて再造林の拡大を図る取組を御紹介してございます。

概要案に戻っていただきまして、9ページでは(2)といたしまして、造林の省力化・低コスト化について記述してございます。

再造林を進めるに当たっては、造林初期費用が立木販売収入を上回ることや、育林従事者が減少していることなどが課題となっているところでございます。このようなことから、伐採と造林の一貫作業やエリートツリー等の苗木を活用した下刈りの回数の削減により、省力化・低コスト化を推進していること、その結果、左下のグラフにありますとおり、省力・低コスト造林の実施面積が人工造林面積の6割まで上昇していることを記述してございます。

10ページでは、これらの造林の省力化・低コスト化技術については、個々の技術の効果や根拠について解説した技術指針を策定し、現地検討会を開催するなど普及を進めていること、また、更なる省力化に向けて、右下の写真にありますような苗木運搬等を省力化する小型運搬車の導入や、自動運転等の機能を有する下刈り機械の開発・実証などを進めていること等を記述してございます。

次に11ページからは、第4節木材利用と再造林をつなぐ取組でございます。

(1)として、持続性が確保された国産材への期待の高まりでは、持続可能性に関する情報開示が企業に求められる中、木材の合法性とともに、その供給元となる森林についても、伐採後の更新が担保されていることを確認できることが重要であること、企業の中には、木材調達のガイドラインを自ら作成し、持続可能な木材利用に向けて、国産材の活用を図る取組が広が

っていることなどを記述してございます。

次の12ページは（2）といたしまして、持続性確保に向けて木材利用と再造林をつなぐ具体的な取組について記述してございます。

ここでは施策部会での御意見を踏まえまして、国産材に対する期待が高まる一方で、木材の価格は長期的に下落していること、このため再造林等のコストへの理解を深めた上で価格が形成されることが重要であること、再造林可能な価格で木材を取引する協定を締結する事例も見られることなどを記述してございます。

また、林野庁でも、木材取引において適切な価格交渉が行われるようサプライチェーン全体の取引の適正化に向けたガイドラインを策定し、業界の取組を促進していることを記述してございます。

なお本文書の30ページでは、施策部会での御意見を踏まえ、木材利用と再造林をつなぐ事例として、持続性の確保された木材の流通に向けた立木取引システムの取組を紹介させていただいております。

概要版に戻っていただきまして、13ページからは第5節といたしまして、森林資源の循環利用に向けた「森の国・木の街」づくりについて記述してございます。

S H K制度の見直しを踏まえ、建築物への木材利用やその効果の見える化に取り組む、「森の国・木の街」づくり宣言への参画の募集を昨年10月から開始し、3月末時点で435の企業・自治体などの方々に宣言を頂いてございます。こうした取組を通じて、参画の輪を広げていながら街の木造化を進めていくことを記述してございます。

最後の14ページでは、（2）多様な主体で支える森林資源の循環利用といたしまして、多様な主体・分野からの参画も得ながら、森林・林業・木材産業の好循環を確立していくとして、特集のまとめとしてございます。

以上が特集でございまして、15ページからはトピックスになります。

トピックス1では、大阪・関西万博について「大屋根リング」や日本館等での木材利用のほか、万博終了後の動きとして、大屋根リングの一部の木材が2027年に横浜市で開催されるGREEN×EXPO2027などに再利用されることなどを記述してございます。

16ページのトピックス2では、森業を取り上げてございます。

多様な生態系サービスの提供・活用により、人と森林の関係を深めるとともに、林業と相まって森林所有者に利益を生み出し、豊かな森林づくりにつなげる森業を推進していくことを記述してございます。

次の17ページのトピックス3は、スマート林業でございます。

ここでは施策部会での御意見を踏まえまして、遠隔操作の機能を有する林業機械等の現場実装が進んでいることについて具体例を示しながら整理をし、タイトルの副題にも現場実装というキーワードを入れて記述してございます。

次に18ページのトピックス4は、昭和100年でございます。

令和8年が昭和元年から起算して満100年に当たることなどから、戦中・戦後の森林資源の大量利用と復旧造林、拡大造林など、現在に至る人工林資源造成の歴史を振り返りながら、次世代に森林を受け継いでいくことが重要であるという形でまとめさせていただいております。

そして最後19ページのトピックス5では、施策部会での御意見を踏まえまして、昨年の大船渡市の林野火災からの復旧と今後の消防防災対策について取り上げております。

現地での被災木の伐採など、復旧に向けた状況を記述しておりますほか、昨年消防庁と取りまとめた報告書に基づき、林野火災注意報・警報を創設するとともに、延焼しにくい多様な林相への誘導など、林野火災に強い地域づくりに取り組んでいくことについて記述してございます。

次の20ページからは通常章ということになります。ここからは簡潔に御紹介をさせていただきます。

第1章の森林の整備・保全の1（1）におきましては、森林の多面的機能がSDGsや2050年ネット・ゼロ、国土強靱化に貢献しており、国民生活・国民経済を支える基盤であることを記述してございます。

次の21ページでは、森林計画制度や研究・技術開発等に向けた取組、林業普及指導員等の人材育成について記述してございます。

次の22ページでは、（1）で森林整備全般の推進状況について記述をし、（2）では、再造林の省力化・低コスト化、苗木の安定供給や成長に優れた苗木の生産推進の取組を記述させていただきます。

23ページでは、（3）ということで、花粉発生源対策について、伐採・植替え等の加速化などの対策を総合的に推進していることについて紹介しております。（4）では、森林整備の基盤となる路網の強靱化・長寿命化について記述してございます。

24ページでは、森林経営管理制度について、これまでの進捗状況をフロー図により整理するとともに、林業経営体への再委託は低位にとどまるなど課題があること、このためこの4月に改正森林経営管理法が施行されたことについて記述してございます。

次に25ページでは、森林環境譲与税について、活用額が年々増加し、取組が拡大していることについて記述し、ページ下半分では、社会全体で支える森林づくりとして、森林由来のJ-クレジット認証量が大幅に増加していることなどについて記述をさせていただきます。

26ページでは（1）で、保安林制度や林地開発許可制度について、（2）では、令和7年の山地災害の発生状況や治山対策の取組などについて記述をさせていただきます。

27ページは、昨年特集で取り上げました生物多様性の保全について、始めに国際的な動きについて触れた上で、自然共生サイトの取組事例など国内の動きも紹介させていただきます。

28ページでは、クマ被害対策を含めた野生鳥獣等の被害対策や森林病虫害被害対策のほか、トピックスでも取り上げました林野火災について対策の動向を記述させていただきます。

29ページからの国際的な取組については、（1）において森林認証の取組状況などを記述し、（2）においては、地球温暖化対策計画に基づく取組状況について記述をさせていただきます。

また30ページからは、森林の経営管理に関する国際協力について事例を交えながら記述をさせていただきます。

31ページからが第2章の林業と山村（中山間地域）でございます。

まず林業の動向といたしまして、林業産出額等の推移について記述をさせていただきます。

次の32ページでは、2020年までの農林業センサスに基づき林業経営体の規模拡大が進んでいることについて、33ページでは、林業従事者の育成確保及び所得向上に向けた取組状況について記述をさせていただきます。

34ページでは、林業経営の効率化に向けた取組として、森林の集積・集約化の推進状況について、35ページでは、労働安全の確保や生産性の向上に向けた取組として、新しい林業の経営モデルの普及やデジタル林業戦略拠点の取組について事例を交えながら記述をさせていただきます。

36ページでは、きのこ類の生産量等の動向、生産性の向上や消費拡大に向けた取組について記述をさせていただきます。

次の37ページでは、薪炭・竹材・漆等の動向について、漆文化の継承に向けた取組事例を交えて記述をさせていただきます。

38ページでは、山村の動向といたしまして、山村の地域資源への関心が高まっていること、山村の内発的な発展のため地域資源の発掘と付加価値向上の取組を支援していくことなどを記述させていただきます。

次の39ページからが第3章の木材需給・利用と木材産業でございます。

まず国内の木材需要量や国産材供給量、木材自給率の動向などについて記述をさせていただきます。

す。

40ページでは、木材価格について製材品と素材の価格をそれぞれグラフで示しており、いわゆるウッドショック時から下落し、それ以前よりはやや高い水準で推移していること、違法伐採対策については、昨年4月に施行された改正クリーンウッド法に基づく取組などについて記述をさせていただきます。

41ページでは木材利用の意義について改めて解説をいたしまして、42ページでは、建築分野における木材利用について、低層住宅分野における国産材の利用拡大や、非住宅・中高層建築物の木造化・木質化が重要であることや、住宅分野における木材利用の動向を記述させていただきます。

次の43ページでは、都市の木造化推進法に基づく協定締結等により木材利用を後押ししていることなどを記述させていただきます。

44ページでは、木質バイオマスに続きまして、改質リグニンなどの新たなマテリアル利用に向けた技術実証の動向や、エネルギー利用について燃料材の消費量が年々増加していることなどを記述させていただきます。

45ページでは、木づかい運動や木育など消費者の理解醸成の取組や、木材輸出が増加傾向にあることなどを記述させていただきます。

46ページでは、木材産業の動向について、製材・合板等の工場の大規模化が進展していることなどを記述し、47ページでは、(3)といたしまして、国産材活用に向けた技術の開発・普及について、(4)といたしまして、各部門で国産材の利用割合が長期的に上昇傾向にあることなどについて、48ページにかけて記述をさせていただいております。

次の49ページからは、第4章の国有林野の管理経営でございます。

森林面積の3割を占める国有林野が、国民全体の利益につながる公益的機能を発揮していること、50ページでは公益重視の管理経営を推進していること、51ページでは、民有林への技術普及等により森林・林業施策の推進に貢献していることなどを記述させていただきます。

次の52ページからが、第5章の東日本大震災からの復興でございます。

復興の基本方針や被災した海岸防災林の復旧などについて記述させていただきます。

次の53ページ、54ページでは、2. 原子力災害からの復興といたしまして、しいたけ原木となる広葉樹林の再生に向けた取組や、安全な特用林産物の供給に向けた支援などについて記述をさせていただきます。

最後に55ページの令和8年度森林及び林業施策におきましては、令和8年度の予算、税制、

金融措置と、令和8年度に講じようとする施策を整理することといたしております。

御説明以上でございます。

○立花会長 どうもありがとうございました。

それでは、ここから各委員から御発言をお願いしていきたいと思いますが、対象とするところが行ったり来たりするのを避けるために、特集、トピックス、第1章、2章、3章、4章、5章というように、最初から順次御意見を頂いていきたいと思います。

まず特集につきまして、皆様から御意見、御質問をお願いしたいと思います。

ただ、施策部会の皆様は既に審議をしてくださっておりますので、御意見がある場合には最後をお願いすることにして、最初に施策部会の委員ではない皆様から発言をお願いできればと思います。時間の制約もありますので、ポイントを突く形で御発言をお願いいたします。

どなたかございますでしょうか。よろしいですか。

スピーディーに御説明いただいたので、ややついていけない部分があるかもしれません。

私から、本文の13ページで、資料特-11大径材の利用技術の開発の写真なのですが、210材、208材と書いてあるところについて、一般の方は分かりますでしょうか。2インチ掛ける10インチ、2インチ掛ける8インチだということをどこかで説明しないと、何だろうと思われるのですが、いかがでしょうか。後でまた御説明いただくことにして、どうでしょう、ほかの委員の皆様は何かございますでしょうか。

オンラインのお二人も御発言あるときには挙手のボタンを押していただけますでしょうか。

今の点いかがでしょうか。上月委員お願いします。

○上月委員 非常にありがたいお話が書いてあると思っております。木材の適正化という、今日各委員から御発言いただいたお話がまずあると思うのですが、ぜひともこういうことを進めていただければありがたいと思っております。

それと、些末なことですが、本文の29ページの上の表、下の表ともにすごく見にくいと思うのですが。下の表は色が似たような色ですし、上の表も点線の部分が分かりにくい。もう少し見やすいような形にしていいただければありがたいと思います。

それと、先ほどの立花先生が言われた13ページの写真ですが、スギ心去り平角と書いてあるのですが、この写真を見て分かりやすいか疑問です。その辺を考えていただければありがたいと思います。

以上です。

○立花会長 ありがとうございました。

ほかにはございますか。あればもう一名の御発言を受けて、事務局に御回答をお願いしようかと思えます。いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは上月委員と私からの指摘のところ、御回答お願いできますでしょうか。

○横山企画課長 まず企画課長でございます。

先ほど御指摘を頂きました29ページのグラフ、見にくいというお話ございましたので、もう少し見やすくなるように色を含めて工夫をさせていただきたいと思えます。

○間島木材産業課長 木材産業課の間島です。

13ページの写真のところですね、御指摘踏まえてわかりやすい写真を用意したいと思えます。それから、真ん中の写真で210とか208と書いてあるのは、一般的に言うとツーバイテンとか、ツーバイエイト、よく聞くツーバイフォーというのは204と書く業界用語ですので、わかりやすい表現を工夫したいと思えます。

○立花会長 ありがとうございます。

ほかには御意見はございませんでしょうか。

五味委員お願いいたします。

○五味委員 施策部会メンバーなのですが、全体的によくまとまっていると思うのですが、一つだけ御検討いただければと思えます。本体の35ページ、要点の部分ですと最後のポンチのところの14ページです。ここの部分は循環利用の促進という形で、ポンチ絵も含めて非常によくまとまっていると思うのですが、もう少しこの都市部における木材利用の拡大というこの右側の部分です。これは記述もですが、充実させることはできないかと思って見ておりました。

重複してしまうかもしれませんが、本体の後半の部分で、例えば建築士さんがどう木材を利用していくか、また、それを建築に活用していくかということも含めて、ここのハウスメーカー、工務店等と書いてありますが、本体の156ページ以降に木材利用のところがございまして、重複がないような形で、後ろの方を参照する形でもいいかもしれませんが、多様な主体で支える森林資源の循環利用という観点を充実させていただければいいと思っております。

以上です。

○立花会長 ありがとうございます。

それではほかの施策部会の皆さんも含めて、何かございますでしょうか。

では私も、本文の35ページの図ですが、上に三つ楕円になっていますけども、楕円だと緑のところは林業経営体の四角と重なっているのです、楕円ではなく、横棒で示すような何らかの工夫があった方がいいと思えました。四角と楕円が重なっていると、ここだけを言っていると誤

解されるかもしれず、工夫をされたらどうかと思いました。

ほかよろしいですか。

今の点いかがでしょうか。事務局からお願いいたします。

○横山企画課長 庁内で相談をさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

○立花会長 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

大内委員どうぞ。

○大内委員 すみません、これについては問題ないのですが、それに関連しての質問ですが、山地災害への対応や、この頃バイオマス発電事業で原料が足りないという状況があります。今回はあまりバイオマス資源の方には触れていないようですが、我々もその復興関連で木質バイオマス燃料等の原料となる根株から林地残材の安定供給に、震災後ずっと取り組んでいるわけですが、治山、林道工事を含む国有林事業からの出材の可能性と林野庁の今後の方針等を聞きたいと思っております。

それは林道を造っても、治山工事でも、根株や枝葉などを再利用することを聞いていますが、一部現地利用・集積する場合もあると聞いています。激甚災害などが発生した場合、一気に流れ、災害に繋がるのが考えられます。建設リサイクルについて、国土交通省の考えと同じ取組をしているのか、再資源化の根株等の林地残材をしっかりと反映されているのか、その辺の進め方について林野庁を含む農林水産省の取組は国土交通省と同様という理解でよいか。また、国有林野事業ではどのような考えをしているかを聞きたいと思っております。

現在、バイオマス発電は大きいところにとられてしまって、2,000キロ規模の発電は止まっているところもあると聞いておりますので、今後の安定的なバイオマス未利用材の利用について、製材や合板材がだんだん落ち込んで、ここに来て接着剤が足りないなどのことで大変苦慮して、A・B材の出材が減少、C材だけの需要が多いので、林野としての今後の進め方について、今回の議題とは離れていますが、方針等をお聞きしたいと思っておりますのでよろしくお願ひします。

○立花会長 ありがとうございます。

ほか何か御発言ございますか。よろしいですか。

それでは大内委員からの御発言に対して、お願いいたします。

○難波木材利用課長 木材利用課長でございます。

木質バイオマスの関係は、特集にはそこまで書いていませんが、本文でしっかり書いており

まして、具体的には167ページから木質バイオマスの関係の記述がございます。

その中で最初にマテリアル利用ですが、169ページからバイオマスのエネルギー利用ということで、例年ですけれども記述させていただいております。木質バイオマスにつきましては、基本はカスケード利用あるいは未利用材の利用ということで、これは前段の基本計画の議論でもしっかり書いております。そういった中で、燃料材の需給は地域によってはかなり逼迫をして、なかなか経営が苦しい発電所があるというのは我々も承知をしているところでございます。

そうした中で、171ページにおきまして木質バイオマスによる発電の動きということで、これまでの経緯、あるいは資源エネルギー庁と連携した取組というものも書いてございまして、特に燃料材の安定供給に向けた取組ということで、やはりまだまだ林地残材の活用が十分進んでいないということもございますので、林野庁としましては、林地残材をできるだけ効率的に収集・運搬するような実証をしておりますし、発電のみならず、エネルギー効率を考えますと熱利用が重要になりますので、次の172ページには、地域内エコシステムということで熱利用や熱電併給、こういったものをしっかり進めることを書かせていただいております。

○立花会長 大内委員、よろしいですか。

○大内委員 例えば治山工事や林道工事で、林地残材は全て建設廃棄物扱いということで国では指導しているのでしょうか。一部工事で再利用するというのも聞いているのですが、災害時に流失に繋がらないよう、今後のことを考えれば、国土交通省も90%リサイクルということを示しているんで、資源を山に置くことなく搬出して、バイオマス発電等へ再利用すればいいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○立花会長 どうもありがとうございました。

業務課長をお願いします。

○岡村業務課長 業務課長の岡村でございます。

バイオマスやそういった材料としての供給というお話がございました。国有林では一つの売り方としまして、立った木の状態で売なのか、丸太にしてから売なのかという方法がございまして、基本はその地域のニーズに合う形で販売しております。丸太販売の中には、低質材も引き続き入っておりますので、そういうニーズがあれば、現場の方でもそういう対応はさせていただきます。

○立花会長 ありがとうございました。

○諏訪整備課長 詳細は持ち合わせておりませんが、林道や治山で出る根株は、おっしゃるとおり建設廃棄物です。建設廃棄物については、御案内のとおり事業者が持っていき、必要に応

じて、土とか混じっていますので洗った上で、チップにして再利用していくのが基本だと思っております。

○立花会長 村上課長、お願いします。

○村上治山課長 治山も同じような対応なのですが、よくあるのが、災害で木が流れて、やはり土がついているとチップ業者さんにすごく嫌がられますので、基本的には廃棄物で処理している例が多いと思いますが、使えるものはチップ工場に持っていきなり、場合によっては製材工場に持っていきなりして使っているパターンも認識してございます。

以上です。

○立花会長 御説明ありがとうございました。

それではよろしいでしょうか。

次はトピックスに移ろうかと思えます。トピックスの部分について施策部会ではない委員から、まず御発言をお願いできればと思います。何かお気づきの点ございますでしょうか。

小野委員、お願いいたします。

○小野委員 ありがとうございます。

私、発言したら退出させていただく関係で、トピックスのところから2点と、本文のところまで1個だけお伝えしたいことがあるのですが、併せて発言させていただいてもよろしいでしょうか。

○立花会長 どうぞ。

○小野委員 ありがとうございます。

トピックスの部分です。ここにも森業のことが書いてあって大変うれしく思うのですが、16ページの森業の説明の後にQRコードがあると思います。ここをQRコードで覗いてみたのですが、今でも、今回森業という言葉が新しいので、私も森業とは何ですかとよく聞かれるのですが、定義というか、森業とはという説明を統一された方がいいと思います。

ホームページのウェブに書いてある内容と、白書に書いてある記載内容の表現方法が異なりますので、例えば白書では林業と相まって森林所有者に利益を生み出して豊かな森林づくりにつながる取組とありますが、ウェブの方には、地域のにぎわいや所得向上と雇用を創出する森業だけです。文言にぶれがあったので、そこを検討いただけると幸いです。

あともう1点、トピックスの5ですね。火災のところですが、令和7年4月18日の審議会で配布された資料で、大船渡市の火災の対応状況があったのですが、その中に森林火災の仕組みとありますか、森林火災の種類と発生しやすい森林という説明があったと思います。とても分

かりやすく、森林火災というのが今ニュースになっていても、どういうときに森林火災が起こるのか、何が原因なのか。人が原因で、たばこが原因ということだけが飛び交ってしまうと理解が追いつかないと思うので、例えばこういうところにQRコードで、火災の発生しやすい森林の説明とか、そういったものに飛べる説明があるといいと思いました。

最後に、本文になりますが、一言気になった部分があります。139ページの18段目で、森業に関するところなのですが、恐らくこのあたりの文章は、これまでの白書のところからそのまま継いでいるような感じに見えるのですが、「自然豊かな地域等で余暇を楽しみつつ仕事を行うワーケーションにも注目が集まっている」という記載があります。これはコロナ禍とかコロナ後でしたらそうだったと思うのですが、ここ数年、ワーケーションという取組も、労務管理の問題や個人情報の問題などで、会社側も控えているというネガティブな情報もあるので、「注目が集まっている」というのがあまりポジティブなだけではないような感じにも見受けられたので、この辺の表記をもう一度見直していただければと思いました。

以上です。

○立花会長 ありがとうございます。

小野委員が御出席している間に御回答を頂こうかと思えます。お願いいたします。

○増山森林利用課長 森林利用課でございます。

御指摘ありがとうございます。森業のホームページ、ポータルの方についてはすみません、情報がアップデートできていないことを私自身も認識しております。森業振興室が新しく立ち上がりましたので、対応したいと思っています。

それから、白書の本文のワーケーションの御指摘ございました。改めて確認させていただければと思っております。

○立花会長 小野委員、よろしいですか。これから検討されるそうです。

○小野委員 ありがとうございます。

○城研究指導課長 研究指導課長でございます。

山火事の分かりやすい資料というのも、いい御指摘をいただきましたので、またどういう形で皆さんに伝えられるか検討させていただきます。ありがとうございます。

○小野委員 ありがとうございます。

○立花会長 どうもありがとうございました。

それでは、トピックスについて皆様から御意見、御質問ございますでしょうか。

施策部会ではない委員の皆様だけではなく、施策部会の方も含めてお願いいたします。

土川委員、お願いいたします。

○土川委員 このトピックス全部、興味深く読ませていただきました。とくに、本文の42ページに昭和100年の説明がございます。2ページにわたって細かく書いていただき、すごくいい資料なのですが、もしできれば、もう少し何か象徴的な写真があると、さらに説得力が湧くと思いました。

100年のことを2ページで圧縮してというのは、相当大変な話かと思えます。もし可能であれば、もう1枚、2枚写真が入ると、さらに分かりやすいかなという、どちらかという感想です。

以上です。

○立花会長 ありがとうございます。

ほかにはございますか。よろしいでしょうか。

この1年間に特に象徴的なことをまとめられているということになりますが、よろしいでしょうか。

それでは御担当者から、今の土川委員からの御指摘について、写真を加えるとか、検討が可能かどうかということなのですけれども、お願いいたします。

○横山企画課長 昭和100年ありがとうございます。

スペース的に結構厳しい部分もトピックスの中でありまして、ただ写真などでビジュアルに示していくこと自体は非常に重要だと思っております。私どもでも昔の林業の写真や映像、実は結構ストックがございますので、そういったものを白書に関心を持っていただいた方に御覧いただけるように、ホームページ上の工夫もしていきたいと考えてございます。ありがとうございます。

○立花会長 ありがとうございます。

以前の特集で、林政の歴史をまとめたときもありますよね。そうしたものを参照する形というのもよいかもしれません。

ほかにはよろしいでしょうか。

それでは、トピックスはここまでにいたしまして、第1章に移りたいと思います。

第1章について、お気づきの点があれば御発言をお願いしたく思います。

まだ今年の白書では、今の基本計画にのっとっておりますので、資料1-5のように育成単層林、育成複層林、天然生林という、これが最後というか、来年からまた変わるということになります。そうしたことになるということですね。よろしいでしょうか。

特段ないようですので、一旦先に進めることにさせていただきます。

第2章の林業と山村（中山間地域）です。

いかがでしょうか。

高森委員、お願いいたします。

○高森委員 概要の38ページから、本文の135ページになりますが、「外国人観光客から大きな関心」という言葉が出てきて、林野庁の資料の中で初めてだと感じたのですが、私自身は数か月前に熊野古道に行ったら、人工林の中を歩いているのは私以外全員外国人だったという経験をして、本当に山村地域に来ているという感覚は持っているものの、136ページの5行目のところに「都市住民や外国人観光客は、このような地域資源に対し大きな関心を寄せている」と言いながら、出ているのは地方移住に対する資料、グラフで、外国人観光客が本当に関心を寄せていて、本当に来ている事実がないと思ったのです。それは何か定量的な根拠があって、この一文が出ているのかを知りたいと思いました。

○立花会長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

私も一つ、いつからこう書かれているのか、私が2年前まで見落としていたのかもしれないのですが、表題にある（中山間地域）について、以前は括弧書きはついておらず、どこからかついたと思うのですが、これは山間・中山間としなくてよかったでしょうか。ちょっとそれが気になりました。本来、山村は山間地域、中山間地域と言うのかと思ったのですが、定義としてこの括弧書きでいいのかどうかの確認が必要かと思いました。

藤掛施策部会長に今聞いたら、去年もこうでしたということなので、もしかすると私が施策部会長のときに見落としていたのかもしれないのですが、確認をお願いできればと思います。

では、今の2点について、御担当からの御説明お願いできますでしょうか。

○横山企画課長 まず表題の件についてですが、確認をしましたところ、平成28年の白書からこのように表題はなっておりました。

○立花会長 山間はつけなくていいのですね。

○横山企画課長 そこはもう一度確認をさせていただきたいと思います。

○立花会長 私も見落としていたことが分かってしまいました。大変申し訳ありません。

それでは高森委員からの御指摘のところいかがでしょうか。

○増山森林利用課長 森林利用課でございます。

外国人観光客が関心を寄せている次の文章で、「地方移住」という形で文章がつながってい

るのですが、記述がこれで果たして適正なのかということだと思いますので、ここも改めてこれが適正なのか、確認をさせていただければと思います。

○横山企画課長 すみません。先ほどの件で追加でございますが、中山間地域という表現です。注釈がございまして、小さい字で本当に恐縮なんです、農業地域類型区分というものがある、その中の中間農業地域と山間農業地域、これを合わせたものとしてということでございます。

○立花会長 ありがとうございます。大変失礼をいたしました。

高森委員からの指摘のところは検討することになるということですね。

○増山森林利用課長 はい。

○立花会長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、第3章となります。お気づきの点があれば御発言をお願いいたします。

木材需給・利用と木材産業というところになります。よろしいですか。

河野委員も御発言は要りませんか。はい承知しました。

どうもありがとうございました。

それでは一旦前に進むことにさせていただいて、第4章についていかがでしょうか。

国有林野の管理経営となります。

少し時間を取る必要があるかもしれませんが、それでは全体を通して御意見いただく方がいいかと思います。

今、特集、第1章の森林の整備・保全、第2章の林業と山村（中山間地域）、そして第4章国有林野の管理経営、第5章の東日本大震災からの復興、ここまでを含めてお気づきの点があれば発言をお願いできればと思います。

先ほど藤掛施策部会長の御発言で、こんな意見があったというのに対しては、それぞれ対応されていたように思いましたので、そのほかの部分でいかがでしょうか。どこでも結構です。

五味委員、お願いいたします。

○五味委員 本文114ページの林業大学校等での人材育成というところですが、記述はこのとおりでよろしいかと思うのですが、例えばここで重要になってくるところは、林業大学校や地域の教育、森林の教育機関が担っている役割というのは、技術向上や新技術の習得という観点だけではなくて、経営そのものも重要になってくると思っております。実際に林業大学校、アカデミー等が担っている役割というのは、林業という事業体をどのように経営していくかと

いうところも踏まえた、情報共有や学び直しの間でもあるかと思ひますし、新規参入に対するサポートでもあると思ひますので、115ページ目に少し隙間があるので、まずこういった観念も踏まえて、多様な学びの間を提供していることと、そういう機会が林業大学校も含めたその地域で展開されていることも記述していただくと思ひました。

以上です。

○立花会長 ありがとうございます。

ほかにはございますか。

大内委員、お願いいたします。

○大内委員 「昭和100年～先人が築いた森林を次世代へつなぐ～」の中で、国有林事業もかなりの歴史を持っていると思ひます。現場で作業員を持って、木材の供給や森林整備、分収林など、国民の森林としてその礎を築いてきたと思ひます。国有林のしてきた歴史はここに全然書かれていないので、あえて国有林の事業は避けたのか。その辺を書いた方がいいように感じますが、いかがでしょうか。

○立花会長 どうもありがとうございます。

今、施策部会の委員お二人から御発言がございました。

ほかにはございますか。よろしいですか。

今お二人から御発言に対して御担当の方からお願いいたします。

○小坂田経営課長 経営課長でございます。

五味委員から林業大学校などにおける学びについての御指摘をいただきました。御指摘のとおり、林業大学校は将来の経営を担う者を視野に教育を行う機関でございますので、そのような趣旨を踏まえて本文の修正を検討させていただければと思ひます。ありがとうございます。

○石井経営企画課長 経営企画課長でございます。

大内委員から御指摘ございました国有林について、特に意識的に避けたというわけではありませぬので、スペースの関係も含めて、国有林が特に戦後果たしてきた役割といったものも、記述を工夫してみたいと思ひます。

○立花会長 ありがとうございます。

もう一度検討をなさるとのことでした。

いかがでしょうか、ほかにはございますか。よろしいでしょうか。

それでは御意見、御発言の御希望はここまでのようですので、ここで林政審議会としての取りまとめを行いたいと存じます。

令和7年9月2日に農林水産大臣から諮問のありました令和8年度森林及び林業施策は、令和7年度森林及び林業の動向も含めて、今後の修正、幾つか御意見ございましたので、文章について再検討が行われるということになりました。

今後のこの修正等の対応について、会長の私に御一任いただいた上で、適当であるという旨の答申を行いたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○立花会長 どうもありがとうございます。

それでは、令和7年度森林及び林業の動向案及び令和8年度森林及び林業施策案の答申の手交に移ります。

農林水産大臣 鈴木憲和殿。

林政審議会会長 立花 敏。

令和8年度森林及び林業施策について（答申）。

令和7年9月2日付け7林政企第77号をもって諮問のあった標記の件について、以下のとおり答申します。

#### 記

令和8年度森林及び林業施策について、別添のとおり公表することが適当である。

(立花会長から小坂林野庁長官へ答申文を手交)

○小坂林野庁長官 どうもありがとうございます。

○立花会長 施策部会の皆様、大変お疲れ様でした。大変充実した白書になったと思います。

どうもありがとうございました。

その他、特に何かございますでしょうか。

林野庁からはいかががでしょうか。よろしいですか。

それでは、本日の林政審議会の議題につきましては、おかげさまで予定どおり審議を進めることができました。どうもありがとうございました。

もしかすると、この審議時間は初めてかもしれないです。予定では5時間でしたが、今のところ4時間13分ぐらいでしょうか。大変長時間にわたる審議ありがとうございました。おかげさまで森林・林業基本計画の案が出来上がりましたし、それに伴って審議をいたしました全国森林計画の変更についても案を作成することができました。

実は昨年11月に林野庁の皆様及び栃木県の皆様の御尽力によって、現地に視察に行けたことはとても大きかったと思っております。そこで現場を見て、現場の皆様から様々なお話を伺っ

て、それがこの審議に様々な形で生きたのではないかと思います。何よりも委員の皆様からすぐ様々な前向きな御提案や御発言があって、それが林野庁の森林・林業基本計画検討室の皆様がしっかりと受け止めて案をつくってくださいましたので、本当にありがとうございました。

総括的な話は先ほど行いましたので、改めてこれまでのところ感謝申し上げて、私の取りまとめとさせていただきたいと思います。

そして恒例ではございますが、最後に小坂林野庁長官よりコメントをお願いしたいと思えます。

○小坂林野庁長官 どうも皆さん今日は本当に長時間にわたり御審議、御議論いただきありがとうございました。おかげさまで森林・林業基本計画、全国森林計画、森林・林業白書の形が出来上がってきたと思います。

基本計画においても、今日も本当にいい意見を頂きました。担当から回答したことも超えて、反映できるものはもう一回チェックして反映して、パブリックコメントを行い、仕上げの方の作業に進めていきたいと思っています。

基本計画の議論を聞いていた中で、3点ぐらい自分自身気づかされたというのか、感じたことをお話ししますと、今回一つはサブタイトルをつけさせていただきました。それを本当に多くの委員の皆さんから評価いただいて、うれしいなと思う反面、平井委員からもお話ありました。単にサブタイトルをつけるだけではなくて、これを生かしてマスコミの人たちが関心を持って、またこの基本計画を広げるに当たって、本当にキーワードになってうまく活用できるようにということで、それに向けたアドバイスもいただきましたので、例えばこの趣旨を書くこともしながら、このサブタイトルを含め、基本計画に関心を持っていただくとともに、マスコミで言うと視聴率や購読者が上がる、そういうことにつながることをどんどん知恵出してやっていきたいと思いました。

二つ目は、結構合理的な価格の議論が多く出たと思っていますし、実は基本計画の中でこれだけ正面を切って価格のことを書いたことは多分ないと思います。価格というのは、やはり行政が差配できるわけではなく、マーケットが決める世界ですから。でも今回はあえて、この合理的な価格ということで書かせていただきました。合理的な価格というのは、大内委員が言われたように、妥当ということです。

今の山元価格が妥当かという、個人的には妥当ではないと思っていますので、それを妥当なものにするために合理的な価格というもので議論していただきたいと思っていますし、特に僕も現場を回って感じるのは、山元・川中・川下の特に川上・川中で全然まだまだ議論してい

ないと思っていますので、この基本計画をきっかけに、山側はこれだけ苦勞して川中も苦勞している。共に戦おうという形ができるようにしたいと思います。

冒頭、藤掛委員が言われたように、在庫処分というのは結局、再造林しないです、そういった形で生産する方々のことを指しているんだと思っています。そういう人というのは、安価な値段で木材が供給できるわけです。例えばゾーニングを使ってとか、マーケットの方が持続性を求めるということで、そういった在庫処分的な生産が流通に流れない仕組みも組み合わせながらやっていく必要があると思いますので、これも基本計画に基づいてそういう取組を進めていきたいと思っています。

K P I も非常に多くの委員の皆さんから評価いただいてありがとうございます。林野庁も気概や覚悟を持ってこのK P I を出しましたので、これをきっちりチェックして、計画は絵に描いた餅になってはいけませんので、きっちり実現できる方向に頑張っていきたいと思っています。林政審の中で都度御議論いただくことになると思いますので、よろしくお願ひしたいと思っています。

いずれにしても、長丁場の林政審議会でしたが、今日の御意見をまた加えまして、パブリックコメント等を通じて、基本計画の策定に向けて引き続き頑張りますので、よろしくお願ひしたいと思います。

今日は誠にありがとうございます。

○立花会長 どうもありがとうございました。

以上をもちまして本日の林政審議会の議事を終了いたします。

委員の皆様におかれましては長時間にわたり熱心な御提案、御発言ありがとうございました。大変充実した会になったと思っております。

それでは進行を事務局にお返しいたします。

○小林林政課長 立花会長、ありがとうございました。

次回の林政審議会につきましては、5月27日水曜日の13時30分から開催予定でございます。

後日、事務局より出欠確認の御連絡をさせていただきますので、委員の皆様方におかれましては御出席のほどよろしくお願ひいたします。

以上をもちまして、本日の林政審議회를閉会とさせていただきます。委員の皆様方には長時間にわたり熱心な御審議を頂き、ありがとうございました。

午後5時20分 閉会